

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録

< 第34号 >

令和8年第1回沖縄県議会（2月定例会）

令和8年3月23日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録＜第34号＞

開会の日時

年月日 令和8年3月18日 水曜日
開 会 午前10時0分
散 会 午後5時36分

場 所

第2委員会室

議 題

1 ワシントン駐在問題について

出席委員

委 員 長	西 銘 啓史郎
副 委 員 長	仲 里 全 孝
委 員	宮 里 洋 史
委 員	徳 田 将 仁
委 員	新 垣 淑 豊
委 員	下 地 康 教
委 員	大 浜 一 郎
委 員	上 原 快 佐
委 員	玉 城 健一郎
委 員	新 垣 光 栄
委 員	仲宗根 悟
委 員	高 橋 真
委 員	瀬 長 美佐雄

委員 比嘉 瑞己
委員 当山 勝利

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長 溜 政 仁
基地対策課長 玉 元 宏一郎
人事課長 仲 村 卓 之

○西銘啓史郎委員長 ただいまから、ワシントン駐在問題調査特別委員会を開会いたします。

ワシントン駐在問題についてを議題といたします。

本日は説明員として、知事公室長の出席を求めています。

これより、ワシントン駐在問題について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 よろしくお願ひいたします。

質問してまいります。

まずですね、知事の証人尋問でも知事からの答弁がありましたが、ワシントン駐在所という場所はないんですよね。

○玉元宏一郎基地対策課長 県の行政規則の中ではですね、ワシントン駐在という表現で示されておりまして、駐在所という、いわゆる出先機関のようなものはないということでございます。

○宮里洋史委員 駐在所がなかったということが確認できましたので、次の質問に行きます。本事業において、再委託は契約上認められていましたか。

○玉元宏一郎基地対策課長 本ワシントン駐在事業につきましてですが、委託契約書において、いわゆる再委託を必要とするときには、事前に県の承認を受けなければならない旨が規定されておりまして、再委託すること自体は認められております。

○宮里洋史委員 今ちょっとすみません。行ったり来たりするかもしれませんが、再委託には事前承認が必要ということで、今答弁いただいたということでよろしいでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 再委託においてはですね、いわゆる再委託を必要とするときには、事前に県の承認を受けなければならない旨が規定されておりますので、再委託には事前の承認が必要ということでございます。

○宮里洋史委員 実際に全ての再委託は事前承認されていましたか。承認前に業務が実施された事例はありませんか、お伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 県では、再委託承認申請書の提出を受けまして、同申請書を審査をして、適当と認める場合には、再委託より前に再委託承認書を送付をしております、というところでございます。

以上です。

○宮里洋史委員 実際に、それでは承認される前に、再委託の業務が発生したことはなかったということよろしいですね。

○玉元宏一郎基地対策課長 今先ほど申し上げたことではあるんですが、実際の実務の部分で率直なところで申し上げますと、年度の開始の当初についてはですね、新年度予算の執行もございますし、前の年度の精算なり、様々な業務が非常に手続が多く行われる時期になっておりまして、書類の作成に時間を、事務処理に時間を要するというような状況が起こる場合がございます。そういうときには同申請書の内容を審査した上で、日付を一部遡って再委託承認を行うこともございます。

また結果として、同承認書の送付時期が再委託事務の着手後になる場合があるということで認識しております。

○宮里洋史委員　ということは、この時期、申請書を遡って日付作成することもあるれば、契約上は事前承認だけでも、そうではない事例があるという答弁でよろしいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長　申請を受け付けて、事務的なやり取りを開始をした上で承認をするわけですが、最終的に承認をした日付が若干遡るということが状況によってあるということでございます。

以上です。

○宮里洋史委員　マーキュリー社の支出は再委託に該当しますか。

○玉元宏一郎基地対策課長　マーキュリー社に対しましては、平成28年度から令和2年度までの委託契約の中では再委託として行って、再委託を行ってございました。そしてこれについてもですね、県としては各年度の再委託承認申請書を審査をして、適当と認めた上で承認書を通知をしたということでございます。

○宮里洋史委員　その契約関係についてなんですけども、県として正確に把握していましたか。具体的に言うと、コア社とマーキュリー社の再委託契約を確認したかという質問です。

○玉元宏一郎基地対策課長　私どもの契約書の契約事務の中ではですね、今回でいうと、コア社からの再委託の承認申請書を審査をして承認をするという手続になっておりますので、そこから先、コア社とマーキュリー社とのやり取りについては、厳密には承知をしておりません。

○宮里洋史委員　何でそこは確認しないんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長　委託契約の手続の中では、再委託の承認申請書を受けて承認するという手続になっているということと、承認をする際にはですね、再委託をする側、今回でいうとコア社において、再委託先の業務をしっかりと履行させるということについては、全責任を負うというような条件を付して

承認をしているというような形で管理をするということになっております。

○宮里洋史委員 それでは改めてお聞きしますがけれども、一般論として、再委託が生じる場合は、県の事務手続的に、委託先と再委託先の契約書は確認しないということによろしいんですね。

○玉元宏一郎基地対策課長 県が行っている委託契約を全て網羅して確認しているわけではないんですけれども、私どもが行ったような形で、委託先と再委託先の契約書を確認することなく承認しているケースはあると思います。

○宮里洋史委員 こういったところを確認していないから、前回のクラカワー弁護士の参考人招致のような直接契約みたいな話になってくると思うんですよ。そもそも委託事業というか、県で地方自治体が行う事業というのは、再委託は基本オーケーなんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 再委託は基本的には制限がかかるものだというふうな認識で、ですので事前に承認を申請を受けて、承認をするという審査をして承認をするということになっております。

○宮里洋史委員 どのような理由で制限がかかるのか、またどういった内容に制限かかるのか、答弁ください。

○玉元宏一郎基地対策課長 ちょっと手元に正確な資料はございませんけれども、主には委託業務の主要な業務を委託先ではない、別の再委託先に委託してしまう。簡単に言うと、委託業務中の過半数を占めるような業務を行ってしまうとか、主要な業務を再委託するということについては、制限がかかっているというふうに認識しております。

○宮里洋史委員 この制限の部分なんですけど、これそもそも中抜きを防止するためとかも理由もありますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 中抜きというのは、つまり委託先があまり実際の委託業務は行わず、再委託先に丸投げみたいな形の、平たく言うとそういうことなのかなと思いますけれども、おっしゃられるような意図もあるかと思います。

○宮里洋史委員 次に行きます。委託仕様書にない業務が実施されていた可能性はありませんか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委託契約において基本的には、一般的にはですね、仕様書に示された内容の範囲内で委託業務が実施されるということを想定して、契約をして、実施をしてもらうわけですが、今回のワシントン駐在の活動事業においても、仕様書の内容に沿って実施をされて、仮にその執行の段階でですね、疑義が生じた場合、これは県のほうでもありますし、委託事業者もどちらともあると思うんですけれども、その場合には双方で協議をしながら、委託事業を進めていくというふうになると認識しております。

○宮里洋史委員 それでは、結果として契約内容と実態が一致していなかった可能性はありませんか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今回のケースで我々が認識している範囲の中では、そういう大きな差があるというようなことはなかったかと思います。

○宮里洋史委員 平成、法人設立になる前の年度3月ですね、そのときの課長は、この委託事業に資本金はなかったと言っているんです。契約書に資本金の文言は見えてこないんですね、事務所の設置と書かれている。それは、仕様書にない業務とは捉えることにはなりませんか。

○玉元宏一郎基地対策課長 そうですね、仕様書の内容を細かく、どのくらい細かく厳密に捉えるかにもよるかもしれませんが、少なくとも事務所を設置をするという範囲内において、どのような形でその法人をつくっていくかっていうところは、委託業務が始まった後に検討されていくというような認識で進められたと思いますので、そういう意味でいえば、委託業務の範囲内で進められたのかなというふうに思っております。

○宮里洋史委員 当初の委託事業の中ではですね、会計支出はなかったんですよ。平成31年度から、その項目は過去に追加されているんですね。そういった、もう今回は出納事務局を置けなかったからの部分で、お金の支出を全部コア社に委託しているわけなんですけども。そこの部分を捉えても、何か契約内容と実態が一致していると、仕様書の中で一致しているという答弁ですか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、内容についての確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

玉元宏一郎基地対策課長。

○玉元宏一郎基地対策課長 ありがとうございます。質問の意図が理解できました。

まず、27年度の仕様書の中でも述べていただいたような内容の中の、その資金を支出をするということが明確に書かれてないように、確かにそうなっていると思いますけれども、その中では、例えば事務所設置の支援とか、あと事務所の運営支援に関すること、あと駐在員のビザ取得及び赴任等の支援に関すること、全てマンパワーだけでできるものではなくて、それぞれやはり経費の支出を伴いますので、それは前提として書かれているものだと思います。平成31年度に資金、支出の部分が明確にされたということは、それぞれ実務を担当している担当者は毎年度、どういう契約内容にするかというのは課内でいろいろ協議をしながら、前年度の反省なり課題を踏まえて、契約内容を少しずつ改善していきますので、その中で明確にしようということの意図があったのではないかと思います。

○宮里洋史委員 本日、僕、委託の件で聞いているので、業務仕様書の部分もありました。今、課長から担当でそう判断、いろいろしたんじゃないかなみたいなことをおっしゃられてますけれども。先ほどですね、再委託先、委託先と再委託先の契約を確認していないとおっしゃっていたんですよ。それ確認していないとおっしゃっているのに、このじゃ例えば再委託先に仕様書の業務を超えるようなことをさせたのか、もしくは再委託内容とちゃんと合っているような業務をしたのかってどこで判断したんですか、どの書類で。

○玉元宏一郎基地対策課長 それは、基本的には、我々が契約をしている相手先は委託先の事業者ですので、委託先の事業者から随時報告も受け、また、委託契約が終了する際にはですね、業務報告書を受けてそれを内容を確認して、関連する経費もチェックをして、委託額を確定させると、そういう作業の中で確認するというところでございます。

○宮里洋史委員 ただ、その具体的な業務は確認していないんですよね。契約書も確認していないので。

○玉元宏一郎基地対策課長 契約書については確認していないと先ほど申し上げましたが、具体的な業務についてはですね逆に申しますと、今回の例えば弁護士の再委託に関していうと、実際にどのような弁護士の相談が行われたかとかっていうことは、委託事業者からも聞きますし、現地にいる駐在職員からも報告を受けたりして確認をしておりますので、実際に現場で、そのサービスが行われているかどうかという確認は取れているというふうな認識でございます。

○宮里洋史委員 分かりました。報告はしっかりもらってますと答弁でした。クラカワ弁護士は、参考人招致において、県と直接契約をしているコア社からの再委託を受けた覚えはないと再三言っているんですよね。ということは、コア社が再委託した実績は、事実はないわけであって、クラカワ弁護士に委託した業務を実績報告書に載せるということは虚偽の報告になりませんか。これを適正な実績報告と認めたんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 私たちの予算執行の手続としては委託契約を結んで、再委託については、委託先から文書で再委託の承認申請書を受けて、承認をするという手続を取っておりますので、その手続で書類をもって承認をしたということで再委託はするということを、我々として確認しているつもりでございます。その上で、その履行についても先ほど申し上げたようにですね、実際にそこで、現場で再委託業務が行われているかどうかというのを確認した上で、最終的には、委託契約全体の完了報告書を受けて精算をするということになりますので、そういう意味では、委託契約としては完了しているんですけども、例えば委託事業者がそういう現場でも実態として、そういうサービスを行われるように取り決めてというか取り仕切っておりますので、今回、弁護士の方がそういう証言をされたということは存じ上げていますけれども、委託事業者が意図的に事実と異なる内容を申請したというふうには考えていないところです。

○宮里洋史委員 意図の問題を僕は指摘しているわけではなくて、再委託は制限されている契約って地方自治法上おっしゃられてまして、委託業務は正当で

したという、お金の払いはミスはありませんでしたという答弁ではなくて、そもそも再委託していないって言っている。その整理はどうなっているんですかと。その流れで見ると、コア社の再委託でこれだけ支出したので委託料くださいっていう請求自体、実績報告自体誤りでしょうと言っているんです。そこはどうなんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委託事業者としてはですね、実際に現場で駐在に対して弁護士のサービスなり、再委託の業務を提供するに当たって、その資金については、その委託事業者、ワシントンコア社を経由して弁護士事務所なりに経費を払う必要がありますので、再委託として処理すべきというふうに認識したんだろうというふうに考えております。もう一つは、そういうふうに考えたというところがまず一つ要因としてあったのかなということと、県としては、本来であれば、この今回のケースは再委託になじまないケースだというふうに認識しておりますので、それについても、委託事業者にその意味をしっかりと伝えることができなかったということの、いろんなことが原因となってこういうような処理が続いたというふうに思っておりますが、実際に現場で弁護士のサービスが提供されておりますので、この契約自体が無効であってというところまではいかないのかなというふうに考えております。

○宮里洋史委員 契約が無効とは言っておりません。再委託したから、実績報告を上げたんです。その再委託自体は虚偽じゃないかって聞いているんですよ。そこの答弁ください。ワシントンコア社が委託事業の中で再委託契約を結びました。これだけ実績ありましてって、9年間やっているんですよ。それ虚偽じゃないですか。そこの答弁ください、虚偽かどうかですよ。

○玉元宏一郎基地対策課長 虚偽かどうかというところについては、意図的に事実と異なる申請をしたのかということなのかなと思っておりますけれども、それについては、そういうことではないというふうに考えているところですが、先日弁護士の方がそういうふうなお話をされているということは、現場においてですね、委託事業者とその弁護士なり、弁護士事務所の中でのコミュニケーションの部分が不足している部分があったのではないかなというふうなことは想像します。

○宮里洋史委員 委員長ちょっと虚偽についての答弁が全くされてないんですけども。県、知事公室に聞きますけど、何でそんなにかばうんですかって。こ

れ何でそんなに、こちらとしては県としてはですよ、県民の税金を扱う立場としては、手続ちゃんとやっていようが前提じゃないですか。何でそんなにコミュニケーションの問題とかばうんですか。ではなくて、普通であれば、何でこんな申請しないの。こんなだったら公金支出できないけどって指摘する立場なんですよ、県は。何でそんなにかばうんですか。知っていたからですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 すみません、かばうという意図では全然なかったんですけれども。もちろん、そういう状況が我々も分かっていた際にはですね、しっかりそれは、我々としては再委託として委託契約の中で処理をしているわけですから、相手方がちょっと違う事実認識を持っているというのであればですね、しっかりそこは整理をするようにというふうに指示をするところに、そういうような性質のものだったと思います。

○宮里洋史委員 何でこれ今、すみません課長。すごいおかしいんですけど、何で過去の話になってるんですか。今これ分かっているじゃないですか。去年の時点で分かっているじゃないですか。その対応をどうするんですかって聞いているんです。そして、この再委託は、では、ではですよ、虚偽じゃないですかだから。そうおっしゃるのであれば、虚偽じゃないですかって。

○玉元宏一郎基地対策課長 私どもとしてはですね、委託契約の手続の中で再委託の手続が行われておりますし、実際に現場で委託のサービスも行われていると。弁護士の方がこの前リモートで発言された中で、はっきりはお話しされてなかったかもしれませんが、その委託契約に伴って受ける支払いについては、ワシントンコア社が県とコンサルティングサービスのコンサルティング契約を結んで、ワシントンコア社から支払われているということは、たしかあの文章の回答でもなされているかと思いますので、そういう意味では、弁護士も県とワシントンコア社と、また自らの事務所の中で何らかの関係性があるということは認識しただろうというふうに思います。

以上です。

○宮里洋史委員 委員長、ちょっとこの今の答弁すごい不思議なんですけれども……。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、資金の流れを再度説明をするように指摘があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

玉元宏一郎基地対策課長。

○玉元宏一郎基地対策課長 私どものワシントン駐在の支援の事業は、この委託契約で全て基本的には完結するつもりで組み立てておりますので、その委託契約の中で、現場の駐在に対して、弁護士なりの法的なサービス、役務を提供するということも含んで委託をしておりますので、その中で再委託の是非というところは、課題があったと認識しておりますけども、再委託という手続自体については、結果としては再委託という手続が文書によって取り交わされて、それによって我々の委託料はしっかり弁護士事務所にも支払われておりますので、委託契約としては成立をしているというふうな認識でございます。

○宮里洋史委員 結果論ではなくては、純粹に聞いているんです。県と直接結んでいた契約を、コア社は再委託でやっているんですよ。ここ全然二律背反じゃ、合わないじゃないですか。その実績報告をもって委託料を支出しているんです、県は。だから本当に明確に言います。ワシントンコア社が県に出したシャルマン・ロジャースとの委託料、再委託料の支出は当たっていますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 当たっているというのは妥当であるかという意味かなと思いますけれども、我々としては委託契約の完了の検査なりなどの手続を行った上で、確認をして支払っておりますので、妥当であったというふうに思います。

○宮里洋史委員 すみません。我々としてであって立場の話ではないんですよ。クラカワーさんは契約結んでいないと言っているんですよ。コア社と、再三ですよ。それを捉えても、いまだにあれば契約は、クラカワーさんが間違っているところなんですよ。その答弁であればそう言ってください。

○玉元宏一郎基地対策課長 クラカワーさんが間違っているかということは我々のほうでは言えないんですけれども、私たちの認識としては、再委託契約の中で有効に成立しているというふうな認識でございます。

失礼しました。再委託ではなくて、委託契約全体の中で。

○宮里洋史委員 何を言っているのか全然分からないんですけども、私たちが言っているのは、再委託の契約を確認した。していないとおっしゃっているんですよ。見てないんですよ。だってないんですよ。それが明るみに出たわけですよ、今。それに対して、委託の支出は間違いありませんって、どんなやったら答弁できるんだよ。

だから再委託契約書、事前承認をもらう、もらわないと初めから質問しているじゃないですか。再委託の契約書も確認しないで、再委託書があったからそれで処理しましたって。でも実態とかけ離れているじゃないですか、今。だけど、その再委託のコア社のこの委託事業の実績報告書は、一片たりとも間違っていないから大丈夫とおっしゃっているんですよ。じゃあ、そうおっしゃってください。

○玉元宏一郎基地対策課長 一片たりともというところまでは、我々のほうであまりそういう表現はしないですけども、通常の委託業務の手続、精算の手続きをしっかりと担当者で確認をしつつ、決裁も取りながら進めた上で、委託料の支払いをしているということでございます。

○宮里洋史委員 再委託はすべきではなかったと報告があったんですよ。過去形にしていますけれども、これ県民の税金なんですよ。だからそこら辺を、本来であればじゃどうすべきだったんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 県の委託契約の中で再委託というのは、このいわゆる委託事業者に対して再委託事業者が役務を提供するという仕組みですので、直接沖縄県に役務を提供するというような内容のものであればですね、県が直接契約をするなり、もしくは、共同企業体という形で、直接の契約の相手方に、今回であれば弁護士事務所なりも含めて、契約をする形で進めるべきだっただろうというふうに思います。

○宮里洋史委員 では、質問しますけれども、クラカワー氏との直接契約はされております。これは事実ですよ。

○玉元宏一郎基地対策課長 現地の初代の所長において、弁護士事務所と契約、合意書のような形で行われているというふうに認識しております。

○宮里洋史委員 それは沖縄県と契約しているのは間違いないですよ。

○玉元宏一郎基地対策課長 当時の状況としては、我々としては委託契約の範囲内で進められていると思っておりましたので、当初の状況としては気づいていなかったというのが実態なところだと思いますが、現場でそういうサインをしているということになりますので、それは沖縄県と契約をしているということになると思います。

○宮里洋史委員 その決裁についてなんですけども、サイン。これは、初代所長がやったと。これは権限のある職員が決裁を経たんですか、この契約は有効ですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今回の件については、初代の所長は、正確に言うと、契約を締結する権限は付与されていませんので、そういう意味では、権限がないものがサインをしたというふうな実態になると思います。そういうことでございます。

○宮里洋史委員 平安山さんは契約した事実を本庁に報告していましたか。

○玉元宏一郎基地対策課長 当時の状況を厳密に把握しているわけではないですけれども、報告をしていなかったと思います。

○宮里洋史委員 本来であれば、誰が決裁権者になるんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 本来であれば、例えば、別途直接委託契約を結ぶということでありましたら、本庁側の、その契約金額によりますけれども、課長なり統括監が専決者となったと思います。

○宮里洋史委員 今、答弁がありました、把握していなかったと。つまり平安山氏が行った署名は無権代理行為です。第三者に対して契約が有効な場合、これは無権代理人がその契約の履行責任を負います。ということは、平安山氏がクラカワ弁護士との契約においては支払義務が発生するわけです。しかし、代金は県が支払っています。それは事実で間違いないですね。

○玉元宏一郎基地対策課長 まず、代金は県が支払っているというのは、委託契約の中で支払っているということは事実でございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から答弁漏れがあったとの指摘があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

玉元宏一郎基地対策課長。

○玉元宏一郎基地対策課長 先ほど、当時の初代の所長が、権限がない状態でサインをしたということを申し上げましたけども、こういうような状態は一般的に言えばですね、権限がないものが、沖縄県として締結した契約ということになりますので、沖縄県として無効を主張しうるものだと、そういう性質のものだと思いますけれども、今回のケースについては、まず最初に我々としては、もともと執行しようとしていた委託契約の中でも、弁護士によるサービスを提供してもらうことを想定をしておりましたので、そういう本来の目的という意味では、沿っているような形になるということと、平成27年当時ですね、駐在職員、そうではないですね、まず相手方の弁護士の事務所は、そのサインをした駐在職員に権限があるというふうに信じていたというようなこと。また、実際に、先ほど申し上げたとおり、弁護士事務所から駐在に対しては役務が提供されているということ。また弁護士事務所側からすると、正当な権限を有する者が署名をしているということ、また県側と弁護士事務所の間で、これまで契約の効力について争いがなかったことなどを踏まえるとですね、県が契約の無効を主張するという必要性はあまり低いのではないかというふうに考えております。

○宮里洋史委員 説明ありがとうございます。

明確に答えてください。これは無権代理行為ですよ。平安山さんが行った署名自体は無権代理行為ですよ。その後の追認とかではなくて。

○玉元宏一郎基地対策課長 言葉の定義といいますか、正確に申し上げるとですね、無権代理行為というのは民法上で規定されている行為で、委任されていない人が勝手に委任されたというような形で行うということなんですけれども、今回については、我々行政内部の手続の中で起こったと考えておりますので、無権代理という言葉は我々としては使っていないと。

○宮里洋史委員 分かりました。

では、平安山さんには権限がなかったという答弁をいただきました。権限がない人が行った行為ということでよろしいですね。

○玉元宏一郎基地対策課長 おっしゃるとおりでございます。

○宮里洋史委員 それでは、改めて確認なんですけども、やはり権限がない人が契約すると、契約無効みたいな話になってくるわけですよね。実態できるかどうかは置いておいて、契約無効を主張できるとさっき答弁もいただきました。でも、県としては大枠その方向でいくから、まあまあみたいな話があるんですけども、この平安山さんの、我々は無権代理といいますか、あえて言いますけど無権代理である署名、これ県はいつ追認したんですか。その日付を明確に答えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 その行為について、いわゆる追認という、これまで我々が使ってきたような行為というか、ことは行っておりません。

○宮里洋史委員すごい不思議なんですけども、クラカワ一弁護士の契約が有効であるのは我々も分かります。善意の第三者なので、知らないのも、そういうのは。あそこは筋立てているから契約有効なんです。私たちが言っているのは、私たちは民・民でやっているわけではない。私たち公なんです。その公の契約を、権限がないとおっしゃる方が署名して、県としていいから、まあまあ、追認していません。通りますか、これ。

○玉元宏一郎基地対策課長 私のほうで先ほど、権限がないものがサインをしたというような状況だというふうにお伝えしましたけれども、その状況になったというのは、現地の駐在が、県庁内部の手続としてはですね、その駐在に何らかの契約行為をさせる権限を付与するという手続をすることも可能であったわけなんですけれども、それがされていない状態の中で行われたということでありまして、本来であれば、そういう現地の中で必要なのであれば、そういう権限も付与するという手続をすべきだったと思いますが、そういうことが行われていない状況でされたという、手続の不備というような位置づけで考えているということでございます。

○宮里洋史委員 委員長、今回の参考人というか参考人ではないですね、執行

部との話なんですけども、今の答弁は許せないですよ。これまでの本会議での答弁を全てひっくり返そうとしているような答弁にしか聞こえません。

事務方にも聞きたいんですけど、事務局にも聞きたいんですけども。こうやって答弁を変えるのは百条委員会の意味を分かっているんですかね、執行部は。私たちは、私は再三、今日10時から始めてですよ。権限ないと答弁しているんですよ。当時初代所長は権限がない、本会議でも権限ないという、前の百条でも権限ないと言っている。なのに今どんな答弁ですか。これ知事がずっとおっしゃっている真摯な対応といえるんですか。委員長、整理してください。今のは納得できませんよ、こんな。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員から、追認したのはいつですかというようなことがございまして、追認はしておりませんということをお答えしたところなんですけれども、弁護士との契約を追認する必要があるのかどうかということについてなんですけど、これについてはですね、法人設立に関する追認については、令和6年の12月24日に行っていますけれども、弁護士事務所との直接契約については、これは調査検証委員会、その後に沖縄県のほうで設置した調査検証委員会による調査の過程で、令和7年の3月に把握したという状況ですので、その令和6年12月の追認には含まれていないというようなことになります。弁護士事務所との契約については、そういう、今申し上げたとおり、追認後の、追認の手続後に把握したものなんですけれども、仮にこの弁護士事務所との契約について何らかの手続をするということについては、追認という行為ではなくて、事務決裁規程に沿って契約を締結し直すというような手続にすることが適当だったというふうに考えております。

○宮里洋史委員 こういった判例もあります。自治体の中での無権代理行為の追認は執行部決裁だけでは足りず、議会の議決が必要との判例もあります。これ議決事項ではありませんか。これ明確な地方自治法違反ではないですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 これも先ほど申し上げたとおり、委託契約の中で、委託契約を締結し直すですとか、駐在にそれなりの権限を付与する手続を行うかという、我々としてはそういう手続で措置を取るといような趣旨のものだと思っておりますので、今委員がおっしゃられたような、議会の議決を必要とするかというところについては、そのような考えではございません。

○宮里洋史委員 皆さんはですね、昨年11月時点で再委託の在り方について

極めて法的にも問題があるとしているんですよ。自分たちですよ。直接契約の存在も知っていて、二重契約の存在を把握しながら、なぜ今の今まで法律的精査をしないんですか。なぜしないんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今委員がおっしゃられたのは、我々が作成した、11月に作成した報告書のほうでそういうふうに書いているという整理をしているということで述べられているかと思えますけれども、我々としてはこれまでのワシントン駐在の委託事業の中で、今回の再委託については問題があるというふうな整理をしているということですけれども、今現実にはですね、令和7年度はそういう委託事業がございませんので、具体的に何かの是正をするという対象がないということと、この報告書の中で、我々としては、これまで判明した事実、また課題を整理をしたということで一つの区切りといいますか、これである程度説明できるような状態をつくったというふうな認識でございます。

○宮里洋史委員 今の答弁ではっきり分かりました。

もう過去のことなんですね。知事公室としては。このワシントン事務所問題は、令和7年事業がないから、もう過去のことなんですよ。私たちが、毎回この新しい事実が出てくるわけです。本来はその都度都度解釈を踏まえて、そちらのほうから説明すべきなんですけど、全くやらないじゃないですか。資料も出してこないし、だから変な、与党から芋づる式みたいなことを言われるんです。芋づる式にしているのはあなたたちですよ。法解釈もちゃんとしないんだから。そう説明もできない、私たちはそんな認識ではありませんと言って、過去のことなんですよという答弁、これ真摯な対応といえるんですかね。

○玉元宏一郎基地対策課長 我々としてはですね、説明、報告書も作成をしつつ、その中にも書いておりますけれども、百条委員会は継続をしておりますので、誠実に百条委員会に対しては説明を尽くしていくということも報告書にも述べているところでございます。先ほど申し上げたのは、現実としてですね、今、令和7年度から予算がございまして、ワシントン駐在委託業務は行っていないということを述べたということでございます。

○宮里洋史委員 なぜそれを述べたんですか。現実の話ではなくて、普通に事業の話をしているのに、何で令和7年度はやっていないんで、精査しませんみたいな答弁ができたんですか。県民をなめているんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員の質問を、私の受け止めとしてはどういうふうには是正をするんですかというような趣旨の質問と受け止めましたので、要因については整理をしたんですけれども、具体的には是正をする対象の委託契約がないという趣旨で申し上げたということでございます。

○宮里洋史委員 百条委員会に皆さんが資料を提出して、全部が全部知事に報告しろとは言いませんけれども、少なくともこの資料が百条委員会に提出されることによって、どのような論点が浮き彫りになり、それに執行部としてどんな対応が必要になってくるのか。それらをこれまで三役なり、三役に報告なり調整したことはありますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 百条委員会からの資料記録請求については、基本的な事務としてはですね、公室長まで確認をした上で提出することが多いわけなんですけれども、その内容によってはですね、知事、また三役、四役に対してその内容を説明しているものもございます。

○宮里洋史委員 それでは今回の二重契約のことは報告していますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今委員がおっしゃられた、現地で契約をしているということについては、検証委員会、昨年3月、検証委員会の過程でそのことが判明した時点で、知事にも報告をしております。

以上です。

○宮里洋史委員 改めて聞くんですけど、権限がない人が署名した契約で支払義務を平安山さんに、初代所長にかかってくるやつなんです。それを県が払っているんですよ。追認もしていない。事実として今何も触っていない。これ知事権限の職権乱用なんです。これ支払い有効なんですか。だから。それ整理しないで、終わったことだからと説明して終わらせようとしているんですか。知事公室は。

○玉元宏一郎基地対策課長 先ほども少し、同じような趣旨で述べましたが、私も、私どもが行った法律事務所への支払いは、委託契約、我々が予算執行の根拠としている委託契約の中で、再委託の手続を経た上で執行されているものですので、これはいわゆる県がワシントンコア社と交わした委託契約に基づい

で行っているということでございますので、この支払い自体は、県の予算執行
手続上有効なものというふうに考えておりますし、あと、初代所長、実際にサ
インした平安山さんは、県の一応職員としての立場でサインをしているという
ことですので、そういう意味でも個人が契約をしたというよりは、沖縄県とし
て契約をしたというふうな認識でございます。

○宮里洋史委員 今の答弁ですと、県の職員だったら権限を超えて契約してい
いということよろしいですね。

○玉元宏一郎基地対策課長 本来であればですね、県が直接契約をすべき性質
のものだったというふうに、認識をしているところでございます。

以上です。

○宮里洋史委員 それではその是正措置は何をされましたか。

○玉元宏一郎基地対策課長 これも少し先ほど申し上げたことと重複するかも
しれませんが、そういう課題があったということについては、この11月
にまとめて報告する中で整理をしているところでありまして、ただどういう是
正をしたかということについては、既にそういう委託契約はございませんの
で、今後、例えば同じような状況の委託契約を検討する際には、しっかり考慮
すべきということになるかと思えます。

○宮里洋史委員 ではもう過去の話みたいにするのは本当にやめていただきたい
んですけども、平安山氏が直接契約をクラカワー氏と交わしたこと、そして
その契約が権限なく行われたこと自体は事実であります。それを本庁側が把握
していたのか、弁護士への報酬支払いを行わないといけなかったために、事後的に
再委託承認書を作成して、支払いのための根拠をつくり出したという事実はあ
りませんよね。

○玉元宏一郎基地対策課長 私どもとしては、予算の執行の根拠となる契約は、
沖縄県とワシントンコア社との契約の一本ですので、その中で再委託の承認申
請を受けて、それを承認をして、それに基づいて予算を執行しておりますので、
そういう意味では、事後的にということとは当たらないというふうに考えます。

○宮里洋史委員 違います。実態として契約しているんですよ。クラカワー氏

と県が契約しているわけですよ。その契約は有効ですよ。

○玉元宏一郎基地対策課長 米国の現地においては有効になっていると思います。有効だというふうに考えます。

○宮里洋史委員 今答弁の中で、再委託も有効。直接契約も有効。でもこれ二重払いはしていないと言っているんですよ。でも、クラカワーさんは再委託していないと言っているんですよ。県は、自分たちの解釈だけ、言い訳だけをして、この部分全然答弁しないのではないですか。でも今、課長は、クラカワー氏との契約は有効と言いました。それでは、再委託の契約はどうなんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 我々がその予算執行の根拠とするのは、ワシントンコア社との委託契約ですので、その範囲の中で、再委託を申請を受けて、その承認をして、弁護士事務所に対して、現地での弁護士のサービスを行ってもら。そういう意味においては、沖縄県からの委託契約の再委託ということも有効だというふうに考えております。

○宮里洋史委員 であれば、ワシントンコア社と、クラカワー氏の弁護士事務所との契約書、再委託契約書を確認するということによろしいですね。

○玉元宏一郎基地対策課長 再委託の契約書を確認するということは申し上げていないと思いますが……。私たちのほうで確認ができているのは、現地の駐在と、弁護士事務所との契約、アグリーメントと書いている文書ですけれども、その中で何が書かれているかということですね、弁護士のサービスを、その相手方に行うということと、その時間当たりの単価がされています。あとは契約を停止するときには停止をすること、それぞれの申出に基づいて停止することができると。その中にはですね、契約の期間ですとか、支払いを誰がするということについては明確にされておきませんので、法務サービスの単価の状況を説明をしているという文書というふうな位置づけになるかと思います。

我々としては、実際に予算を執行するときの根拠となる契約は、県とワシントンコア社との委託契約を根拠にしておりますので、実際の支払いは、私たちとしては、委託契約、ワシントンコア社の委託契約の中で支払うということになると思います。

以上です。

○宮里洋史委員　じゃ、委託料の再委託は、この委託先と再委託先の契約はないということによろしいですね。

○玉元宏一郎基地対策課長　私たちの委託契約の仕組みの中では、申請書を持って、承認申請書をもって判断をしておりますので、委託契約書を必ずつけてくださいというような義務づけをしておりますませんので、なくても、内容を審査して承認をするということは可能ということになります。

○宮里洋史委員　今新しい疑義が出ているわけですよ。これ県民に説明するために審査、調査しないんですか。

○西銘啓史郎委員長　休憩いたします。

（休憩中に、質問内容についての確認があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

玉元宏一郎基地対策課長。

○玉元宏一郎基地対策課長　今回の委託契約の中で、弁護士事務所との再委託についての整理については、我々としては考え方を整理をして報告書にまとめているつもりでございますので、それ以上の何らかの調査をするとかということになると、今は我々の中では考え方の整理としては報告書の中でまとめているということになりますので、それ以上の何かをというところについては先ほど申し上げたような誰かに状況を確認するということを、ちょっと想像したんですけども、そうでないということでしたら今のところ整理はされているというふうな認識でございます。

○西銘啓史郎委員長　休憩いたします。

（休憩中に、執行部が作成した報告書の作成日を確認した。）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員　知事公室長にお聞きしたいんですけども、玉城デニー知事

は証人尋問で長期継続契約に関して調査する旨の答弁をしたんですよ。

今回のこの件、再委託の件も課長はもう報告して終わりですって、これ答弁できるんですか。知事が証人尋問で調査すべきと言ったんですよ。知事公室長は、でも知事の指示に従わずにやらないという答弁でよろしいですね、答弁ください。

○溜政仁知事公室長 知事が証人尋問の際に重大な新しい事実があれば調査をしたいと思いますという旨の発言をしているということで承知をしております。

我々もそれも受けまして、今、先ほど来、課長が説明していたとおり、県の認識というのを説明をしているところでございます。

ただ、今宮里委員から様々な指摘を受けておりますので、少しここは整理させていただいて、県の考え方というのは改めてお示しはしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○宮里洋史委員 よろしくお願ひいたします。

最後にですね、やはりいろいろな課題とかですね、当時のやり取りとかってやはりメールで見えてきます。

令和6年10月に発覚して以降の駐在職員とコア社、駐在職員と県のやり取りのメールの開示を百条として請求しています。これいつ出されますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今、既に記録提出をいただいているものについては、現在作業中でございますので、めどが立ち次第また御連絡できればと思います。

○宮里洋史委員 すみません。前、例えば前の証人の当時ですね、2代目の担当職員のメールはいただいたじゃないですか。2000ページに及ぶメールなんですけれども。

でも直近の令和6年10月、11月からメールって、すぐ出せると思うんですよ。なので、我々もこの百条委員会を取りまとめに今入っていますので、早めの提出をお願いいたします。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、メール提出がいつ頃になるかと確認した。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

高橋真委員。

○高橋真委員 質疑をさせていただきます。

先ほどの宮里洋史委員が質疑をしていたものもあるんですが、少し関連します。私は今後、知事公室長が証人尋問されて以降、新しく事実として出てきたクラカワ氏、証言を元に確認をさせていただきたいと思っております。

先ほど無権限者の契約というお話ありました初代所長の件でございます。クラカワ氏はですね、参考人招致の発言において、いわゆる初代所長や副所長がですね、この定款や委任契約書等にサインをする際において、戸惑いというものは見られなかったと。

そして、というふうに発言をされているわけであります。ということは、本庁側からのですね、いわゆる指示とか了承が全くない状態において、一介の公務員が外国の株式会社の定款等に、ちゅうちょなく堂々とサインすることができるものなんだろうという疑問を持っております。

なので、まず本庁側としては、そういった意思を決定して、そして指示を出していたからこそその行動ではないかと考えているんですが、その辺はどうでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 答えいたします。

当時の駐在職員が米国の法律事務所と契約にサインをしたことについて、本庁側から指示をしたり権限を委任したという事実はございません。

当時の駐在職員においてはですね、知事から自分がこの権限を委任を受けているというふうに考えたか。もしくは、本庁も了承済みで自分はサインするだけというようなふうに考えたか、どちらも正確な正しい認識ではないんですけれども、そういうふうに誤認して作業したという可能性があります。

どちらにしても要因としてはですね、駐在職員と本庁側でのコミュニケーションの不足、また事前の検討不足が要因で、このようなことになったのだろうというふうに思っております。

以上です。

○高橋真委員 では、誤認であつたり自己判断であつたというふうに本庁サイドとして受け止めてめているという認識なわけですよね。もう一度確認します。

○玉元宏一郎基地対策課長 少なくとも事実としてはっきり言えるのは、本庁側から指示をしたり権限委任をした事実はないということがはっきり言えるかと思います。その時点でそういうことだったというふうに言えるかと思います。

当時その職員がどういう認識だったかというところは、直接的には確認しておりませんので、先ほどのものは考えられる可能性としての推測で述べたということでございます。

○高橋真委員 なかなか考えにくいお話ではありますが、巨額な公金が動いているこの外国法人の設立においてですね、この一介の公務員が誰の許可も得ず、自己の判断で、この定款等に契約書等にサインをするというのは、いわゆるこの日本の沖縄でもいいんですけど、行政機構において100%有り得ないお話ではないかと思っているわけであります。これは委員みんな感じていることでございます。

では、その無権限で署名をするということ、契約をするということについてですね。何か沖縄県庁内では、処罰の対象になり得る規定とかあるんでしょうか。

○西銘啓史郎委員長 仲村卓之人事課長。

○仲村卓之人事課長 懲戒処分ができるかどうかという観点でお答えしたいと思うんですけども。

懲戒処分というのはですね、地方公務員法第29条第1項各号に定める懲戒事由が生じている場合に、検討することとなるんですが、1号として、地公法、またはそれに基づく条例、規則、もしくは規定に違反した法令違反の場合、それから2号として2号が2つありまして、職務上の義務に違反した場合、それと職務を怠った場合、それから第3号として、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合には、懲戒処分を行うかどうかを検討することとなります。

以上でございます。

○高橋真委員 ということは、今回のケースはどのような御判断をされたのでしょうか。

○仲村卓之人事課長 今回のケースというのは、職員の懲戒処分について検討したものが今回設立時の手続の不備に係るもの、あるいは、それをその後ずっと是正してこなかったこと。この2つの観点から懲戒処分の検討したものでございますけれども、その時の今お話にある、この署名とか、そういったことに関しては、懲戒処分の今回の事由に該当するかどうかというのは、調査を行っておりますけれども、既に現職ではございませんので、処分はできないものと考えておりますので、処分には至っておりません。

○高橋真委員 では、今お話のあったこの法人設立の決定主体についても、クラカワー氏との証言に矛盾がありましたので、確認をしたいと思っております。

知事公室の公式見解、よく公室長が議会答弁や百条委員会での答弁の中においては、株式会社の設立については、いわゆる現場や委託先の判断が大きかったとか、そういった現場がやってきたんだと言っております。

しかし、クラカワー弁護士は、Cコーポレーション、株式会社以外に選択肢はなかったが、決定したのは沖縄県ですと明確に証言をしております。

沖縄県的意思決定を述べているんです。だから、このいわゆるイメージ、今までの知事公室の見解としては、もう現場が勝手に決めたんだと、やっていたんだと、委託先が進めてきたんだというものを、後からつじつまを合わせるように認めるような表現があるんですけど。

でも、その契約を法人設立を当時からはもう沖縄県意思表示があったんだとしているわけです。

ということは、先ほど宮里洋史委員にもありましたけど、クラカワー氏が嘘をついている。そういう本庁側の認識になりますけど、どうなんでしょうか、お伺いいたします。

○溜政仁知事公室長 法人の設立の意思決定について、委託先のほうで決めたというような発言はおそらくやっていないと思います。

ただ当初のメール等でもあったように、委託先のほうから幾つかの案が提示されて、駐在のほうでCコーポレーションでというようなやり取りはあったというような認識もしています。

その際にですね、駐在のほうは本庁側に打診をしたという確認、考えもあったところなんですけれども、本庁側との意思疎通がうまくいかない。あるいは法律関係の確認もその当時ちゃんとやっていない等コミュニケーション不足、事実の認識不足等があったために、このような状況になったという説明をして

いるということであると認識しております。

そのことと、クラカワー弁護士が、法人の設立形態を決定したのは県である旨を述べたということは、当弁護士が駐在が権限を持っていないという認識で述べられたものであり、特段この矛盾するものではないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○高橋真委員 つまり、当時の初代所長や副所長が権限を持ったものと認識したことというのは、すごく妥当であるというようなイメージを持つんですけど、今の答弁ですと。でも、権限は与えていないわけですよ。権限を与えていなかった。そこに対して、本来であれば、取るべき是正措置というのもあったと思われます。やり直しとか。それも取らなかった、後から気づいたので取らなかったと。全部追認後に把握したものであるというのが、さっき宮里洋史委員の答弁でも明らかになったわけでありますけど。

では是正措置を、本来は取って、しっかりと何が問題だったかということをやった上で、法人を清算すべきだったのではないのでしょうかと思っております。

なぜかという、今もう法人自体がなくなっているの、もう過去のものだというふうになっているわけです。だから、そこはあまり重要視しているというような印象を受けない。重要視をしていないと、そのときのものはもう全部委託事業の成果として妥当だったということだからオーケーというふうに聞こえるわけなんですけど、これこそですね。過去にやってきたものに対して、蓋を閉めてオーケーと言っているように、私聞こえてくるんですよ。

なので、本来だったら、これはしっかりと是正措置を、この当時起きたことをしっかりと明らかにした上で、責任の所在も全部明らかにして、是正措置を講じた上で、法人の清算とかをしていくべきではなかったのでしょうか。また追認も併せてですね、どうでしょうか、お伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 少し先ほどの答弁と重なるところがあるかもしれませんが、まず追認との関わりで申しますと、追認したのが令和6年の12月。今回指摘をいただいていることが明らかになったのが令和7年3月という状況で、その追認の時点ではその状況は、まず状況として知らなかったということがございます。

その後、何らかの是正措置を行うかといったことについては、先ほどもこれも申し上げましたけれども、その是正をする対象の委託契約がないというようなことを申し上げましたけれども、清算のことで、今議員から御質問がありま

したので、それに関連して申し上げますと、令和7年度は法人を清算する手続きを行いましたけれども、そのときのそのときにもやはり経費が掛かりますし、弁護士との委託をしているわけですがけれども、それについては県と直接、委託契約をする形で処理をしているということでございます。

またあと、この報告書でもって全て我々としてはもう過去のことなのでオーケーというつもりはなくてですね、このことについては、この案件だけではなくて全庁的にも通じる課題がありますので、しっかり再発防止をしていくということと、百条委員会にも誠実に対応するということと考えているところでございます。

○高橋真委員 ということは、追認をしたことというのは、こういった調査をせずに、追認決裁をしたということですね。

○玉元宏一郎基地対策課長 令和6年12月の追認についてはですね、その時点で明らかになった事実を基に是正措置を講じるための起点となる手続として行ったもので、といいますのは、公有財産の登録ですとか、営利企業従事許可とか、そういう手続をする際にですね、沖縄県がその会社をつくったということを明確にしなければいけないということがありましたので、それを文書で決裁をして、それを追認という言葉を使って処理をしたということでございますので、今回の委託契約の件とは、ちょっと性質的には異なるものだというふうに思っております。

○高橋真委員 その再委託の件の問題と、直接契約という事実も知らなかった。その後知った。これ何の調査もせずに追認をされたわけですね。

ということは、これもうはっきり申し上げますよ、重大な職務怠慢になりませんか。お伺いします。

○玉元宏一郎基地対策課長 追認の処理をした令和6年12月からその2か月前ぐらい、実際に議会でこの問題が指摘された。その時期にですね、問題となっていたのは、設立を誰が行ったのかとか、このワシントンDCオフィス社という現地で設立された法人の設立に関する問題と、それに関連する問題であったと思いますので、その時点で沖縄県としても早急に何らかの対策を講じなければならないという観点で、その時点で判明している事実を踏まえてできることを行ったということでございますので、そういうことでございます。

○高橋真委員 多分、職務怠慢だと思います。そう感じてしまいます。

ちゃんと法人設立に関わる、この契約の件も含めて、しっかりと調査をせずに、しかも財産を取得をされている、法人設立をしている、議決事項を一旦無視をして追認をしたという、そういうことでありますから、私はそう考えております。

またクラカワー氏の件ですけど、クラカワー氏によれば株券のオリジナルは、いわゆる顧客、いわゆる沖縄県の選択でアメリカの弁護士事務所で保管をされていたということであります。手元にはオリジナルの株券もなく、公有財産登録もされていない状態だった、当時。で、何を根拠に1000ドルの出資を認定をして、追認の決裁をされたんでしょうか、お伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 追認の決裁を取ったのが12月24日なんですけれども、その起案をしたのが12月19日でございます、その前にですね、株券の存在というのは判明をしていて、その原本が法律事務所にあるということも分かっておりまして、原本を本庁に送付をしてくれということで依頼をして、本庁に到着したのが12月18日ですので、それを原本を確認した上で起案をして、決裁を取ったということでございます。

○高橋真委員 これは百条委員会に対しての資料が後から来たという認識なんですね。分かりました。

この客観的なこの支出証明である領収書とかですね、また、この出資の証拠という部分で公金の支出ということを認定してということでもありますけど、実際にこの沖縄県の子会社として認定した、この追認の決裁というものはですね、適正な行政手続ではなくて、後から公金の支出を合法的に認めるための、そういう内容に見えるんですがいかがでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 先ほどの答弁と少し重複しますが、今回の追認という表現を使って行った行為、手続はですね、法人の設立を県がしたとした場合、必要な手続というのがあります。

株券があるのであれば、公有財産の登録ですとか、営利企業従事許可であるとか、そういう手続。あと議会に対する法人の経営状況の報告ですとか、そういうことを是正措置として我々として行う必要があるというふうに考えるわけなんですけれども、それを行う際に、県が法人を設立をしたということを文書でしっかりと確立させなければいけない。その作業、そのことを目的として追認という言葉を使って、文書で決裁をしたということでございますので、これと予

算執行委託業務の執行の件とは、少し性質が異なるものというふうに考えます。

○高橋真委員 では今までは、では予算の質というか、議会の決算の報告はなされていなかったわけであります。ということは、これはもう地方自治法違反だったということはお認めになりますね。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員がおっしゃられたように、また我々が申し上げたとおり、公有財産の登録とか議会への報告とか、そういうことを地方自治法に基づく手続がなされていなかったという状況になったというふうに考えております。

○高橋真委員 違法ですね、違法、もう一度確認いたします。
違法だったんですね、お伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 そういう該当する法律に反している、違法という言葉が使える状況だったと思います。

○高橋真委員 分かりました。

少し視点変えます。新しく出た事実の中で、メールのやり取りというのがありました。その中において、ワシントン駐在の資金の流れがある程度筋が追えるようになったのも事実かなと思っておりまして、今までたくさんの疑義がありましたけど、経費の精算についてお伺いしたいと思っております。

米国でのタクシーやホテルの駐車場利用の際ですね。領収書の出ない現金チップの支払いが発生をしておりました。

県は、これら旅費条例上は実費として支出できない経費を委託先の一般管理費に付け替えて、不正に公金から支出させるように指示はさせていませんでしたでしょうかお伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員が今お話しされたような内容のメールのやり取りがあって、それが議会に提出されていて、それを御覧になられているということは存じております。

○高橋真委員 つまり、今の認識でいくと不適切な、いわゆる駐在と本庁側の資金を公金の不正支出というか、ロンダリングのやり取りがあっていたというものの認識なんですか、お伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員がおっしゃられた内容は、我々ももちろん確認しておりますけれども、その内容の我々としての認識はですね、領収書がない駐車場のチップの部分を委託料に含めていいかという委託事業者の申し入れに対して、県の担当者は領収書がないと出せませんよということをお話をして、そこから一般管理費の話が出てきたと思いますけれども。一般管理費というのは、通常、委託業務の中でよく行われているものなんですけれども、通常の委託契約の直接経費とかの約10%を一般管理費という形で、その他いろいろな経費に充てられるような経費として割り当てることができるというのが、ある委託契約の中で、一般的にできるようになっておりまして、その中でできるんだったら、その中でいろいろなことを委託事業者は行うんですけれども。

今回のコア社への委託契約の中では、一般管理費を計上していないんですよ。なので、メールの中では一般管理費があったら、この中では処理すればよかったですねと。

次年度からは一般管理費つけたほうがいいかもしれませんねというような返事をしていたというふうな認識でございます。

○高橋真委員 ということは、いわゆる委託事業費の中ではなくて、民間企業に負担を強いるようなやり取りをしたということですよ。

○玉元宏一郎基地対策課長 まず、その2つ前の御質問で、違法なというようなお話をされていましたが、それはまず、そこは明確に、そういう違法な対応を相手方に求めたということは、我々としてはメールを見た者の認識としては全くなくて、基本的に領収書がなければ認められませんよが、まず大前提にあって、一般管理費で処理する分には領収書必要ありませんので、普通、一般管理費だったら、その中で処理する場合がありますよということをお話していると。

ただ今回のケースでは、一般管理費が計上されていないので、領収書がないと払えませんということを回答している内容だというふうに認識しております。

○高橋真委員 メールを少し読み上げたいと思っております。

なかなか理解しづらくてですね、これは2018年4月27日のメールのやり取りであります。

駐車場のチップの件について御説明ありました、領収書が発行できない状況

があることはお察ししますが、委託の実績清算をする上で、証明書を提出できない経費の支出については、大変申し訳ないですが実績とすることができません。

これは今、課長がおっしゃったとおり、一般管理費の項目があれば、領収書が発行できない経費や金額がはっきりしない経費等については、一般管理費に入れていただくということで整理ができたかと思います。このような経費が発生することが想定されるのであれば、契約時に一般管理費を計上していただいたほうがよろしいかと思いますということで、いわゆる事業者に対して、これはあなたたちで持ちなさいと。県庁側がこうアドバイスをしているということが普通なんですかということなんです。

○玉元宏一郎基地対策課長 委託契約はですね、我々は契約したときに、一応契約額等を定めますけれども、実際に支払いをする委託料は、委託契約が終わった後に、全ての経費を領収書なりで確認をして、その金額を積み上げて、契約金額よりも少なかったら、その少ない額で支払いをいたしますので、領収書なりで確認はできない経費については、お支払いできないということは、一般的にあるようだと思います。

○高橋真委員 この事実は了解ということですね、県庁側として確認しておきます。

○玉元宏一郎基地対策課長 やり取りについては、私が申し上げた認識と、今のメールの内容は合っているというふうに思っておりますし。

一般管理費の話をしているのは、そのような状態、状況には一般管理費という経費をこれから、今後の契約の中で計上しておけば対応できますよというようなことをお話をしていると思います。

○高橋真委員 分かりました。では、もう一つ、まいります。

やはりこれもメールのやり取りの部分で、これ徳田将仁議員の代表質問でも少し触れられていた部分でありましたけど、こういうやり取りがある、こういう新しい事実があったわけですね。今まで様々な法人設立に関して本庁側と駐在側ということで、本庁と現場のコミュニケーション不足が大きいということを申しているわけであります。

しかしながら、ちょっと私が見たメールの中では、本庁と現場が密接に連携をして、何か不都合な事実はちょっと隠したいなという疑いを今持っているわ

けです。

まずこの不透明な飲食費の取扱いについてお伺いしたいと思っております。これは平成28年9月、ワシントン駐在から本庁に対して、公金の支出記録からレストラン名やホテル名、会食という言葉を削除する指示がありました。

本庁もそれに従った事実はありませんか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今、委員がおっしゃられたのはメールの内容のことをお話しされたと思いますけれども、そのメールの内容については承知をしておりますし、メールの内容のと通りの処理がされたというふうに思っております。

○高橋真委員 それは適切な処理ですか、お伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 非常に細かいことになってまいりますけれども、そのメールは駐在員が活動するに当たっての様々な細々とした出費、支出を管理するために管理簿を作ろうというようなことを検討している中で、この食糧費について、どのような項目を整理するかというときにですね、当時の駐在からレストラン名とかホテル名は省いたほうがいいのかという提案を受けて、その部分は書かないようにしたということだったと思いますけれども、資金の管理としてはですね、いつ幾らどこどこで、どのような支出がされたかということは管理できれば、一応成立はしますので、そういう意味では当初の目的といいますか、駐在員が支出をする内容を管理しておこうという意味ではある程度達成されているのではないかなというふうに思います。

○高橋真委員 この管理簿において、人数も不記載。会食場所も不記載。適切ですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 管理簿においての不記載かもしれませんが、領収書とか、その他あと我々としては業務報告なりで、誰と会っていたかということは、一応ある程度把握はできている状況でありましたので、全く知らない状態で管理されているということではなかったかなというふうに思います。

今ちょっと実際の管理簿確認しましたがけれども、人数は書かれているようです。先ほど人数が書かれていないという前提でお話しましたがけれども、人数は書かれているようです。

以上です。

○高橋真委員 では、この対応についてでありますけれど、そもそもいわゆる、これは初代所長のほうからの指示で、多分副所長が、いわゆる本庁側とやり取りをした部分にあるわけなんですけど。結構、密接なやり取りなんですね、密接なやり取りだと私は承知をしております。

読んでちょっと読みましょうね、これは、ちゃんと伝えないといけない事実なので、これは読まないといけないなと思っています。

2016年9月2日、ある程度は伏せますので、読みたいと思っていますけれど。初代所長より、以下のとおり指示がありますと。

①このような資料が結果的に、悪意記事のネタづくりの協力とならないよう、十分注意すること。特にレストラン名やホテル名等の記載は、悪意記事への協力にしかない、除するように。

②食糧費、会食といった用語を使用することも、結果的に悪意記事への協力につながってしまう。こうした用語使用しないように。

調査活動費の基準については、初代所長より以下の指摘がありましたと。

沖縄県ワシントン事務所だけがこのような基準を作成すること自体、またこのような基準をペーパーとして作成することなどに利用され、再度悪意記事のネタとならないかということで、結構密接に本庁側とコミュニケーション取られているようなイメージがあるんですね。

それでも法人設立は、コミュニケーション取れていなかったんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員おっしゃられるようにですね、委託契約の執行は本庁側にも担当がおりますし、委託事業者側にも担当がおりまして、そこはですね、かなり密接に日々やり取りをしているわけなんですけれども。要は、委員おっしゃられたようにですね、法人の設立、また設立された法人の、その後のことについては、委託業務のこととはちょっと状況は異なっていて、ほとんどコミュニケーションもされていなかったというふうな認識でございます。

○高橋真委員 不思議な現象が起きるということですね。

もう一つ、メールでこれも確認しておきたいと思っています。

これ平成28年4月から5月にかけてのメールの記録にありまして、これビザ関係なんですね、ビザ関係。現場から就労ビザ取得のため、DC事務所、いわゆる株式会社からの給与支給をされていることを示す書類が必要と。もう給与支給が必要だと要求がありまして、本庁側が外国勤務手当を本人名義の本人名

義の前に、事務所名を入れた口座に振り込むことで調整をしていると、明確に返答しているわけであります。

公金を使って県職員を、この架空の株式会社の従業員という形に偽装するためにですね、本庁ぐるみで口座名義の細工に加担していたのではないですか、お伺いいたします。分からなかったわけでしょう。

○玉元宏一郎基地対策課長 そのメール、私も見ましてですね、こういうやり取りがあったんだなというのは、分かったところであるんですけども。

こういうことも、このことも含めて委託事業者であるとか、現場の駐在から何らかの要望があったときには、本庁の担当職員は、課内でも相談しながらできるだけそれに応じようというふうに努力をしているのが、ほかの案件でもあるかと思いますが、この件についてはビザの更新のために、そういう事務所の名前が最初に入った形で口座をつくりたいと。そこに海外勤務手当を振り込む形にしたいということは、結構、長く議論されて県庁内でもいろいろ関係部局と調整をして結果、行ったり来たりしながら、こういうふうになりましたとかというやり取りが結構長く続いているのを、私も見ましたが、それはあくまでもビザの手続のために必要だという申し出を受けて、本庁側でいろいろ調整をしたということで、そのメールの中には、その法人が法人名が書かれているわけではなくて、ワシントン事務所というような言い方で書かれているかと思いますが、その時点で法人を前提として調整がなされていたということではなかったんだらうなというふうに認識をしております。

○高橋真委員 すごくお話ではあるんですけどね、私たち百条委員会で様々な方、証人尋問でお呼びしましたが、結構ひっくり返る内容なんですね。当時のこと知らなかったということではなくて、全てメールでCCとついている部分に関しては本当に心配します、逆に言うと。記憶がなかったんでしょうねということなんだと思っていますけれど。

その中で、2016年4月28日のメールの中に今の就労ビザの件でございます。

就労ビザの件の中に、就労ビザの取得のためには米国で登録されたDC事務所、雇用主から初代所長への給与支給を実施していることを示す書類、給与明細が必要であることは、既に説明済みだと。

でも、直接本庁から給料をもらったんですよ。例えば、沖縄県庁から駐在員へ外国送金依頼書の控えなどでは、これに変えることはできないことも回答済みだと。外観的にはこの事務所に働いている民間企業の人間であるべきだということをやり取りされているんですよ。

人事異動通知書と在職証明でも米国で登録されたD C事務所から、当時の初代所長への給与支給を実施していることは示すことはできず、D C事務所から発行される給与明細に変えることはできないと。

同じことを繰り返しているのですが、これも専門的な立場で再度、回答してもらえるか、受託会社に相談してみますというふうになっております。

つまりですね、事実として知っていたということですよ。これを担当した会計課、人事課は知っていたということですよ、お伺いいたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 そのメールについては、私も見ておりますけれども、そういうやり取りがあったんだというのは、そこで分かるわけですけども。

その目的とするところがビザの更新のために必要だということを強調されて、こういう手続があるといいということで、かなりやり取りされていて、県庁内も関係部局に確認をしますと。現場でも、改めて法律事務所にも確認しますというやり取りがなされているというのは承知をしております、その範囲の中では、やり取りがあったのであればですね、そのときの関係者は知っている人もいたのではないかと思います、それが今般、これまで議論になっている法人が株式会社と言われるような法人が設立をされたということを、直接的にそこまで認識していたかどうかはちょっと分からないなというふうに受け止めております。

○高橋真委員 いわゆる、これ県の職員で給料をお支払いをしているにもかかわらず、違う立場で給与証明がほしいという申請をオーケーにするよというような流れのやり取りなんですよ。

何の疑義も挟まなかったということは、後から知ることになったということですよ。これ多分、当時の職員、担当課、人事課、会計課全員、全体責任ですよ、どう考えても。このボタンのかけ違いボタンのかけ違いと私たち言っていますけれど、それチェックできなかったんだもの。これは動かない証拠だと思っております。

さらに、さらに、この新しくメールの部分でありますけれど、非常に心配なコミュニケーションが密に取られていたんだなというメールなんですよ、ほとんどがですね。何と言っているかということですね、これは2017年5月10日のメールの中でもあるんですけれど、様々なやり取りの中で議事録、議事録としてですね、県の報告書作成のための途中経過があるということもあって、公表するより信頼を失するおそれもあるものなので、情報公開の対象としない整理が

必要であるということで、要するに、やり取りの部分とか様々なメモの部分に関しては、情報公開に全部しないように工夫しましょうねと。工夫してくださいねって、投げかけているんですよ。これって、もう言い方変えとですね、もう都合の悪い情報というのを隠すために、もう緊密に共謀していたのではないかと見えてしまうんです。

そうではないと思うんですけど、そうだと感じるんです。要するに様々な件で最終的に思うことは、どうしても腑に落ちないのが、もう12月の追認決裁なんですよ。もう、こういったメールのやり取りがあったにもかかわらず、もう最終的に全部認めて閉鎖して終わらせたというこの形って、もう私から見ると総仕上げなんですよ、全てを隠す。これ、そうなんじゃないんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今、委員からお話があったようなメールのやり取り確認しておりますけれども、情報の開示の関係でいいますと、今回百条委員会のやり取りでも出てきているかと思いますが、相手方との会議なり、やり取りのことを記録に残したもののについて、相手方等は、その公開を前提として、記録を残しますということの了解を得ていない場合については、やはり慎重にならなければならない。相手方のことがあるので、信頼関係を損なうおそれもあるので、そういうふうに情報開示に慎重にならざるを得ないケースもあり得るので、そういうことを想定をして話されているんだろうなということをメールについては、私のほうとしては受け止めましたけれども。

あと、もう一つですね、ちょっと前の質問のお答えを少し補足いたしますと、口座についてのことだったんですけども、最後の方を見ていくとですね、一旦、その法人名をつけた口座を、1回開設していったんですけども、すぐ結構短い期間空けてですね、もう普通の口座でいいですよというふうに駐在員が、あとは本庁側に伝えてきていて、そういうやり取りもありましたので、その必要性というんでしょうか、その事務所をつけた口座の必要性の部分は、現地で法律事務所なりと相談をした結果として、通常の口座でいいということになったのんだろうなというふうに、私としてはあのメールのやり取りを見て思ったところです。

あと最後の、これ報告書でもって全て閉鎖をして、全て終わりで、まとめたということについては、これも先ほどから何回か申し上げますけれども、まず事務所自体は、予算、もう令和7年度はありませんでしたので、閉めざるを得ない。閉めるために必要なことを行ったわけですけども、そのことも含めてこれまでの、この一連の問題について、昨年11月時点で判明していた把握していた事実に基づいて、できる限り我々としては、要因として考えられるこ

と。これまで議会で指摘された事柄についての県の考え方などを整理をして報告書としてまとめて、それで終わりではなく、百条委員会にも誠実にこれからも対応していくというようなことも報告書に記載をして、意思として示しているというふうに思っておりますので、決してこれで全て終わりだというふうな認識ではございません。

以上です。

○高橋真委員　ただ最後に申し上げますけど、違法性の疑いと重過失の疑いは晴れたわけではありませんので……。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後 1 時16分再開

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

では、午前に引き続き質疑を行いたいと思います。

質疑はございませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員　よろしく願いいたします。

私からも再委託契約について質問させてください。

最初に確認ですが、このワシントンコア社ではなくて、県のワシントン駐在職員が、クラカワー弁護士と再委託契約書に署名し、契約を交わすことについて、これは県の事務決裁上の規程はない、権限がないので、この契約書は適正ではなかった。その認識でいいんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長　県の内部の権限というところでは、適正ではなかったというふうに考えます。

○比嘉瑞己委員　適正ではなかった。それで午前中の質疑の中で聞いていて、私もちょっと違和感を感じたんですけども、それで適正ではなかったんですけど、是正についてどうするのかということに対して、答弁では、後からこれがどんどん分かってきたんですけども、その時点ではもう令和7年時点ではワ

シントン事務所は解散していて、対象がなくなったから、契約書の是正の必要性がなくなったというような、そういった答弁だったと思います。ちょっとね、私聞いててもそれちょっと乱暴じゃないかなと思ったので、改めて聞きたいんですけれども。逆にですね、この適正でなかった契約書を、後からどうにか是正しようとしてですね、無理くりやってしまうと、また新たな過ちにつながるんじゃないかなと思います。だから、対象がなくなったから是正をしなかったというのはちょっと不十分だと思うので、聞きたいんですけど、午前中の中の答弁でね、是正は行っていないが、県として清算をしたという答弁もありました。この適正ではなかった手続を反省して、どのように対応したのか、この令和7年度に行った県の清算手続について、詳しい説明を求めたいと思います。

○玉元宏一郎基地対策課長 平成27年当時に締結された現地弁護士事務所との契約については、契約の権限を付与されていない当時の駐在員が署名していること、また、委託事業としては、ワシントンコア社からの再委託として処理されていることなど改善すべき点がございました。現在この契約は事実上終了しておりますので、この契約を直接是正することは困難ではあるんですけれども、一方ですね、今委員がおっしゃられたように、令和7年度の措置としてワシントン事務所を閉鎖をする、解散をして閉鎖をするという手続を取ったわけなんですけれども、この手続を取る際には、ここまで述べたような課題を踏まえて業務の改善、事務の改善を行っておりまして、ワシントンDCオフィス社の解散に係る事務を弁護士事務所に委託する際には、沖縄県と、弁護士事務所、ワシントンDCオフィス社の3者で直接契約をして、県においては事務決裁規程に基づいて、基地対策課長で決裁をしております。そういう形で直接契約する形を取ったということでございます。

○比嘉瑞己委員 その適正、適切ではなかったこの手続を是正することは困難だけれども、本来あるべき形として、清算をしたとの理解でいいんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員おっしゃるとおり、本来であれば、契約が継続していればですね、もともとの契約を改善することになるわけなんですけれども、今回それが事実上契約がないので困難だったんですが、令和7年度に閉鎖をする際の契約においては、改善をして対応したということでございます。

○比嘉瑞己委員 ぜひですね、そこら辺の対応についてもですね、県民注目していますので、丁寧な説明を求めたいと思います。

続いて、繰り返しですが、この問題やはり一番最初の法人設立登録の際の最初の段階の間違いがですね、ずっとこの長年見過ごされてきたことが問題を大きくしていると思います。それで内部統制、特にですね、本庁とワシントン駐在職員とのコミュニケーション不足についてですね、改めて聞きたいと思います。この間の参考人招致や証人尋問を行ってきていてですね、やはりその、27年の5月に翁長知事が初訪米する、それに合わせての初めての試みで、県も大変だったということもありました。特に、駐在の2人がですね、本当に懸命にやってきた努力も分かるんですけども、ただ返す返す思えばですね、知事が訪米する直前となる平成27年5月1日、このウェブ会議で、大変重要な会議が行われていました。証人尋問で来た山里さん、副所長はですね、もう訪米が目前だと、向こうで重要な人たちにも会うから、この法人登録を進めますよということを必ずこの会議で言ってくれと。それで平安山所長に、これを繰り返し念押しして、所長も答えて冒頭にこれを報告しているわけですね、部会で。そのときにやはり県の幹部の皆さんがそろっている会議ですよ。そこで本庁側がその問題意識をちゃんと受け止めて、これ報告だけでは駄目ですよ。やはり文書による決裁手続が必要だと、皆さん幹部なんだから分かるはずだと思うんですよ。駐在職員の訴えていることをしっかりと受け止めて、必要性を認識できていれば、文書による手続を進めていれば、この問題にはなかったと思うんですけど、今振り返ってみて、なぜそれができなかったんでしょうか。

○溜政仁知事公室長 今、当時ウェブでの会議等はやはりどうしても近づいているというか、すぐやる訪米を中心に会議が進んだというふうに理解しています。ただ一方で、そのときに、何ていうんですかね、駐在のほうから法人設立についての話があったと。それについても具体的に株式会社云々という話ではなかったというふうには承知しているところなんですけれども、そこでもう少し話が、何ていうんですかね。深まるといいますか、そこに話が行けば、そのようなことも出たんでしょうけれども、冒頭の何か説明というような形で通り過ぎたのかなと思っております。ですのでこのウェブ会議もそうなんですけれども、冒頭、当初のですね、設立のときに、もっとしっかり駐在と事務局関係、事務局が、我々本庁のサイドのほうがコミュニケーションをしっかりと取っていれば、今回のような問題というのは防げたのではないかなというふうに、反省しているところでございます。

以上です。

○比嘉瑞己委員 皆さんの報告書でもコミュニケーション不足と書いていたん

ですけど、僕はもっとね、行政なんですからこれコミュニケーションの問題じゃないと思うんですよ。内部統制。やはりこの会議ですから、会議でどういったことが話し合われたのか、議事録を作ってですね、そこで出された課題、じゃ誰がどこまでやるのかというところをやはり詰めていくのが、皆さんの仕事だと思うんですよ。そういった当時のこのウェブ会議のその後の対応ですね、どうあるべきだったのかというのを、最後に聞きたいと思うんですけども、ちょっとその前に、それで、株式会社という報告はなかったと。この間クラカワ弁護士からも聞いても、Cコーポレーションだということを話していて、駐在の中ではこれでいきますよということまでやっているわけですよ。このCコーポレーションの形態で設立しますよという回答は、この本庁には連絡とか相談はなかったんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 我々が今調べて把握している範囲では、本庁への連絡はなかった。あったという事実が見つからないということでございます。

○比嘉瑞己委員 これ駐在職員側の不手際もあったと思うし、本庁側が先に言ったですね、このウェブ会議で、駐在側でもですね、あのとき報告したから、本庁がやっているだろうと思っているわけですよ。皆さんの中にどこかで、これ駐在でやっているはずだというふうに思っていたかもしれない。やはりそういうところを、きちんと文書で残していく。その後皆さん、公文書管理条例とかも作ってですね、改善もやってきたと思うんですけども、この今回の件をきっかけにですね、この県庁内の内部統制の在り方、特にこの決裁手続の手順というんですかね、もう基本だと思うんですけど、これをどのように改善していくのか、最後にお聞かせください。

○溜政仁知事公室長 今回のワシントン駐在の問題は、この知事公室内だけの問題ではなくて、場合によっては全庁どこでも起きる可能性を含んでいるということで、知事のほうから、この報告書といいますか、全庁職員宛てにメッセージを発出したところでございます。こういう初めてのケース等を行う場合は、しっかりコミュニケーションを取る、法令を確認する、体制をしっかり取る等の手続を踏まえた上で、しっかり対応することというのを、改めて全庁職員に念押しをしたというか、通知をしたところでございます。

以上です。

○比嘉瑞己委員 手続をちゃんと遵守しなさいというその手続、このマニュアル

ル的なものはきちんと整備されているんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 仕組みといいますか、規程としては事務決裁規程でありますとか、財務規則であるとか、あと予算執行に当たってのチェックリストを作ってチェックをするというような仕組みですとか、内部統制の観点でいろんな改善点をしている部分もあるかと思いますが、引き続きしっかりと対応、内部統制の観点でできるように、改善し続けていく必要があるのかなというふうに思います。

○比嘉瑞己委員 最後ですが、公室長、やはりこれを県庁内だけで議論していてもですね、起きてしまった、今後も起こり得る。そうした意味で仕組みづくりどうするかということをもっと議論するべきだと思うんですね。自治体によっては、ISOでしたっけ。ISOとかで、いろんな国際的な基準をクリアして、みんなでチェックし合う仕組みをつくっているんですよ。県庁もそういったことを、取得をやるとかですね、これでもう大丈夫だというような仕組みを、ちゃんとつくるのが、この問題に対する県民への責任の果たし方だと思うんですけども、このISOについて検討はどうですか。

○溜政仁知事公室長 ISOについては、いろんな環境基準だとか、様々なものがあるというふうに承知をされていて、今言いました環境については、何かしら県としても参加しているというふうには承知しているんですけども、組織といいますか、体制の在り方についてどういうふうにするかということについてのISOとの関係というのは、ちょっと今、勉強不足で申し訳ないんですけども、私自身理解が不十分なものですから、少しこれ総務部とも相談しながら、どういう体制が取れるかというのは十分検討したいというふうに考えております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 ぜひですね、個人情報保護の観点とか様々な新しい課題もあると思います。この内部統制をしっかりとしていく上でもですね、このISOの検討を進めていただきたいと思います。

終わります。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 数点質問したいと思います。

まずですね、ちょっと前提としてお聞きしたいんですけど、先ほどからの答弁ですね、課長が、様々なちょっと課長の感情なのか、臆測なのか分からないんですけど、そういった答弁をされているんですけど、これは県としての正式な答えとして私たちが捉えていいのか、お聞かせください。

○溜政仁知事公室長 今回、事務局として呼ばれていますので、答弁も、県としての答弁ということになるということでございます。

○徳田将仁委員 ありがとうございます。

それでは質問をしたいと思います。

このワシントンコア社、具体的な業務の実施についてですね、ワシントン駐在の承認なく行うことはなかったと、これまで回答をいただきました。県としても同様の認識でよろしいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 まず、委託業務の履行については、本庁側で監督し、検査を行うということですので、委託業務に関しては本庁のほうで管理をするということになりますし、現地では、現地で具体的な活動するに当たっては、ワシントン駐在職員が、委託先と連携をして、駐在職員の了解を得て、委託先が動くということになると思いますので、ワシントンコア社が、本庁ですとか駐在の承認を得ずに業務を独自に進めるということはないだろうというふうに認識しております。

○徳田将仁委員 コア社はですね、株式会社形態についてですけど、提案や助言は行っていないと回答しています。株式会社とする判断は県側で行われたという認識でよろしいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 昨年11月に公表させていただきました報告書にも記載をしておりますけれども、現地時間の平成27年の5月1日に現地法律事務所からワシントンコア社を介して、ワシントン駐在職員に対して3種類の法人の設立形態が提示され、その日、同日ですね、ワシントン駐在職員がワシントンコア社に対して、Cコーポレーションの形態で設立するよう回答したというふうに認識しております。

○徳田将仁委員 だからそれは、判断は県側で行われたという認識でよろしいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 県側で行われたという認識です。

○徳田将仁委員 これまでのですね、提出された資料の中で見るとですね、山里副所長が、結果として、株式会社へのゴーサインを出したと。そういった資料しか今のところ確認されていないんですね。最終的に山里副所長独自の判断で、県の意思決定とは無関係との認識を持っていっているのか、答弁ください。

○玉元宏一郎基地対策課長 これも昨年11月に公表した報告書にも記載をしておりますけれども、本来はワシントン駐在職員または本庁の担当職員が起案をして、文書による意思決定に基づいて回答すべきだったというふうに考えております。文書による意思決定が行われないうちに設立するよう、回答したということについては、事前の検討不足、また、駐在と本庁との間の関係者間のコミュニケーション不足に起因するものであったというふうに考えております。県としてはこのような経緯も踏まえて、令和6年12月に文書により、追認を行ったところでございます。

以上です。

○徳田将仁委員 今おっしゃったんですけど、県として、この発言しているこのコミュニケーション不足とか、手続のミスとか、誰が指示したのか、誰が了承したのか分からないという状態のままでですね、県としては問題はないのか、と考えているのか、の部分を伺いたいと思います。

○玉元宏一郎基地対策課長 本来ですと設立する法人の形態ですとか、あと、手続が明らかになった時点で、文書により明確に意思を決定して、必要な手続を整理しておく必要がありましたけれども、今現在残っている関係書類からはそれがなされたかが確認できませんでした。そのため、法人の設立を最終的に決定し、指示したものを特定することができないというような状況であります。県ではこのような事態を重く受け止めておりまして、百条委員会の調査事項も含め、可能な限り経緯を明らかにし、県が把握している事実及び情報に基づく整理分析を行い、問題が発現するに至った要因や再発防止について、昨年11月に報告書として取りまとめて公表をしたところでございます。

また、この問題に関係した職員に対しては、義務違反の有無、原因及び過失

の程度等について調査を行い、6名の者に対して訓告の措置を講じているということでございます。

以上です。

○徳田将仁委員 県として問題はないのかというところをお聞きしているんですけど、この問題を明らかにする必要があるのかないのかをお聞かせください。

○玉元宏一郎基地対策課長 今回の一連の問題について、県としてももちろん問題がありますし、それを重く受け止めておりまして、それを我々ができる限りの範囲の中です、報告書としてまとめて、公表し、県庁内にも周知をして、改善をしていくという意思を示したということでございます。

○徳田将仁委員 では、県として、誰が了承したのか、誰が指示を出したのかというところまでしっかり調査してお答えしていただけるという認識を持っていますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 昨年11月に公表した報告書は、その時点でできる範囲のことを整理をしたわけですがけれども、ここから先、新しい情報なりが、重大な情報、新しい事実がありましたら、それを踏まえて、どのようなことができるか検討することになるかなというふうに思っております。

○徳田将仁委員 県としては、この問題、一連の問題についてはこれがもともとの問題ですので、一番最初のこの問題が明らかにならない限りは、この百条委員会にとっても、県民にとっても、しっかりこの調査というのは示されないと思うんですね。ただこの部分に関しては、しっかりと、誰が了承したのか、誰が、この責任、この指示を出したのかというところまではしっかり示していただけますよねという質問ですので、示しますとか、どうやるのかというところを教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 我々もそういう当時の経緯を正確に把握するように努めて、これまで調べてきたわけですがけれども、現時点でそれが分かるような情報を確認できていないという状況ですので、それが分かるような新しい情報がありましたら、また改めて、どのような形で取り扱うか検討することになると思います。

○徳田将仁委員 今回の課長の答弁ではですね、もう調べようがないと言っているようなふうに聞こえるんですよ。そういうふうにしか聞こえないんですね。ただ、そのときの例えばウェブ会議、このウェブ会議を行って、その後すぐまた、この方は行っているんで、当時の駐在員はゴーサインを出しているわけですね。だからこのウェブ会議に参加された方とかも、まだ職員としてはいらっしやらないかな、1人も。職員誰がいたかな。職員はいないのかもしれないけれど、関係者ってのは、もう皆さんまだ御存命ですので、様々確認したりとか、そういったことはしましたか。

○玉元宏一郎基地対策課長 この問題が指摘された後にですね、このウェブ会議に参加をして説明した直接の駐在員にもまず確認をしまして、そのうち本庁側のものにも幾つか確認をして、ウェブ会議の中での説明として、法人登録をしていくという説明はしていたわけですが、そこで株式会社ということは話していないということは分かっているところではありますが、そういうことも含めて私どもとしては、できる限りと、現時点で把握できることを調べた結果としてまだ、誰が指示したのか、誰が決定したのかということが分かる情報は得られていないということでございます。

○徳田将仁委員 今ね、少しだけ聞こえたんですけど、何名かには確認したよねみたいな話が聞こえたんですね。これね、何名かの話をしたよねとか、聞いたよねじゃなくて、全員に確認しましたか。

○玉元宏一郎基地対策課長 出席したとされる全員には確認できておりません。またその中には、現役でない職員も多いです。今、確認したところ、今現役の職員が誰かというのを確認したんですけども、初代の副所長ぐらいのようですので、そういう意味では、現役の職員には確認したということになります。

○徳田将仁委員 現役の職員がどうたらじゃなくて、現役じゃないからどうたらじゃなくて、この問題を、だから明らかにする必要があるのかなのかというところでいえば、現役だろうが現役じゃなかろうが、全員に聞いて、その話を聞いた上で、調査として、報告もなされたんですね、11月に。ですよ。だから、この人たちに確認して、しっかりと明らかにする必要があると思っているんだったら、明らかにしてくださいという質問です。

○玉元宏一郎基地対策課長 我々としても、明らかにできるのであればですね、

明らかにしたいということは同じでありますので、どのようなことができるか、ちょっと検討したいと思います。

○徳田将仁委員 明らかにできない要因というのは何なんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 当時の経緯について、情報を集めて調べているわけですが、その当時の経緯が分かる情報が得られていないということでございます。

○徳田将仁委員 明らかにするとおっしゃったので、しっかり明らかにしてほしいと思います。

それではですね、次は公室長にちょっとお聞きしたいんですけど。公室長がですね、株式会社であることを認識していた職員がいたとおっしゃっていたんですけど、それはどなたなのか教えてください。

○溜政仁知事公室長 今委員が御指摘の部分は2月議会の代表質問において徳田議員が、平成27年からこの問題が発覚するまでワシントン事務所が株式会社だということは、知事、副知事、担当部局、誰も知らなかったのかというような趣旨で御質問があったというふうに承知しております。私のほうから、担当者においては株式会社ということを認識していた者がいることは承知しておりますと答弁しております。これにつきましては、今話題になります令和2年に、この件について調査を行った当時の班長についてのほうを念頭に発言したというところでございます。

以上です。

○徳田将仁委員 では知事公室長が今認識している、その職員と言ったのは、玉元課長だけですか。

○溜政仁知事公室長 一問一答になってからのやり取りですので、私がそのときに念頭に置いたというのは玉元課長ということになります。

以上です。

○徳田将仁委員 そのときに思っていたのは、玉元課長ですという今の言い方だったんですけど、それは今でも玉元課長しかいなかったという認識ですか。

○溜政仁知事公室長 基本的にはその調査を行った当時の班長ということでございます。

○徳田将仁委員 分かりました。

知事公室長としてはこれまでの調査の中で、いつの時点では是正が可能であったと認識しているか具体的な時期を1つ示してください。

○玉元宏一郎基地対策課長 県が設置した調査検証委員会報告書で指摘をされておりますけれども、是正が可能であったのではないかというふうに指摘をされているところは、平成27年の6月10日、そして平成29年の5月頃及び令和2年11月13日に瑕疵を治癒する機会があったという形で指摘をされております。

○徳田将仁委員 今おっしゃった平成27年6月10日というのは、何をもってそのときに是正が可能であったという、今の答弁なんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今御質問ありました、平成27年6月10日ですけれども、この年の6月2日の沖縄タイムス、地元の新聞の記事でですね、知事が法人設立証明書を持つ写真が掲載された後、本庁から駐在職員に対して、問合せを行い、コロンビア特別区政府が発行した法人設立証明書等を、ワシントン駐在職員が地域安全政策課に送付した時期を指していると思われま。

○徳田将仁委員 今課長が平成27年6月10日とおっしゃいました。先ほど公室長は令和2年とおっしゃいました。公室長、公室長として、その認識でよろしいのですか。課長はこう言っていますけど。

○溜政仁知事公室長 今、課長が御説明したように令和2年についても、さらに具体的な調査を進めて、報告等が上がってきて、それを基に、何ていうんですかね、さらに三役等、上の説明をすることまで行ければ、瑕疵を治癒する機会になったであろうというふうに反省をしているところでございます。

以上です。

○徳田将仁委員 課長の、私が先ほど質問したときに、なぜ課長、じゃ令和2年って答えたんですか。課長がおっしゃっているのは、先ほど一番最初に私お聞きしました。公室としての、県としての判断だよと。だけど今課長がおっしゃっているのと、公室長がおっしゃった答弁が違うんですよ。またこれもコミ

コミュニケーション不足なんですか。お互いの。その答弁がずれていること自体がおかしくないかと言っているんですよ。公室長としての認識がおかしくないかと言っているんですよ。

○溜政仁知事公室長 最初の質問で、いつの時点で是正が可能であったと認識しているかという質問に対して、課長は平成27年、平成29年及び令和2年というふうに申し上げたところでございます。

令和2年につきましては、さらに調査を進めて、具体的な対応が可能であればそこも治癒するといいますか、瑕疵を治癒する機会になったであろうというふうに考えているというふうに説明をしたところでございます。

○徳田将仁委員 これまでですけど、職員がこの問題を報告したが、溜公室長は記憶にないとしていますね。どちらに問題があったと認識すればいいのか教えてください。

○溜政仁知事公室長 どちらにというのなかなか難しいところなんですけれども、時期的には私が十分にそれを当時注視しなかったというところに、大きな問題があったであろうというふうに考えております。

○徳田将仁委員 今の問題はですね、伝えたが伝わらなかった人と、そして聞いたが記憶がない人でやっているんですね。どちらがよりこの重大な問題だと、県としての認識は持っていますか。

○溜政仁知事公室長 県としての認識といいますか、一般的に報告があった時点でその報告の軽重をちゃんと判断して、上司に伝える、あるいは適正な処理をするというのは、管理者の務めでございますので、管理者、当時の私がもっとしっかりと判断しておけばよかったというふうに考えているところでございます。

○徳田将仁委員 では結果として、組織統治に重大な不備があったとして捉えてよろしいですか。

○溜政仁知事公室長 統治について重大な不備というのが、ちょっとどのレベルを指すのかというのは、今すぐには回答できないんですけれども、適正に判断する必要があったらというふうに考えています。

以上です。

○徳田将仁委員 組織の、当時の組織を束ねるものとして、現在も束ねるものとして、組織として適切ではなかったとは捉えていますか。

○溜政仁知事公室長 結果としてですね、このような問題というのを治癒できずに現在に至ったという点において、重大な認識を行っていて大変反省をしているところでございます。

以上です。

○徳田将仁委員 続いてですね、この会計のチェックの話をお聞きしたいんですけど、ワシントン事務所の経費について、誰が最終的にチェックをしていたのか、お聞かせください。

○玉元宏一郎基地対策課長 いわゆるワシントン事務所の様々な経費につきましては、県の予算事務としては委託業務として執行しておりまして、ワシントン駐在活動事業の一部の経費となります。委託事業の検査ですね、委託事業は実施された後に検査をして、委託額を確定して支払うんですけども、検査については、事業の担当課、担当者ですね、担当者がまず委託先から実績報告を受けて、提出を受けて、領収書などの書類の確認をして検査を行います。最終的には統括監の専決という手続になりますので、統括監まで決裁を取って、検査をして完了という形になります。

以上です。

○徳田将仁委員 誰が最終的にチェックしていたのか、お願いします。

○玉元宏一郎基地対策課長 チェックというのは実績報告を受けて検査をするという、事務処理としてはそういうことになるんですけども、検査を最終的に専決するのは統括監の職ということになります。

○徳田将仁委員 違いますよ。じゃ、僕がまた質問します。

チェックしているというのは、僕が言ったのは、印鑑を押しているとかじゃなくて、その1つずつ内容を確認している、チェックしている人はどなたですかという質問です。

○玉元宏一郎基地対策課長 実際の実務として、そういう作業を行っているというのは、事業の担当者がまず行って、決裁を回していく中で、それぞれの役職のものが、見方はそれぞれ変わってくると思いますけれども、まず一番細かく見ているのは事業の担当者ということになります。

○徳田将仁委員 この事業の担当者とはどなたですか。名前じゃなくてもいいですよ、役職名でよろしいですよ。

○玉元宏一郎基地対策課長 通常ですね、班長職のまた下になる役職になりますので、例えば主任とか主査とかそのぐらいの職の者になります。そうですね、主事の職の者もいたと思います。つまり班長よりも下の職種でいいますと、下からいいますと、主事、その上が主任、その上が主査。そういう職の者になります。

もう1つすみません。これは、担当者によってその職制が変わりますので、担当者が変われば、主事の場合もあるし、主任もあるし、主査もあるということになります。

○徳田将仁委員 では実質的にワシントン事務所の経費については、この3名の方が対応していたということでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 3名という意味ではなくてですね、今職名の3種類を申し上げたんですけれども、人数は、もう10年たちますので、もっと人数、担当者として多かったと思います。

考え方としては、担当者というのは年度ごとに1事業、基本的には1人と見てもらえばいいと思います。

○徳田将仁委員 このチェックというのは、事前に行われたのか、それとも事後に行われていたのか教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 委託事業は、基本的な処理としてはですね、精算払いとなりますので、基本は事後になるんですけれども、それを1年間丸々最後に、事後でチェックをするか、ときには、中間的な検査をして、中間でチェックをするとか、そういう幾つかのパターンはありますけれども、基本的には事後にチェックする形になります。

○徳田将仁委員 本事業の場合は、事後ですか、それとも中間も入れたんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 この事業では中間の検査も行い、最後に最終の検査を行っているということでございます。

○徳田将仁委員 これはこの11年間全部、全てそうですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 ちょっと正確に確認する必要があるかもしれませんが、基本的にはそういうスケジュールで行われていると思います。

○徳田将仁委員 このチェックの中でですね、支出が認められなかった事例というのはあるんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 非常に細かい作業になってくるので全て網羅しているわけではないんですけれども、先ほど高橋真委員からお話が事例として上がってきたような、領収書がないけれども実際には、この経費がかかったんだとかという申入れに対して認めなかったというような事例があると思います。

○徳田将仁委員 今回の、主に飲食の話が多いんですけど、この飲食の内容の必要性とか、妥当性というのは誰が判断して確認していたのか教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 今、御質問ありましたいわゆる飲食費についてですね、まずはワシントン駐在職員が、現場で有識者等との意見交換、情報収集を行うために支出する分の必要性や妥当性については、ワシントン駐在職員が、そこでまず基本的には判断をし、委託料として精算する際にその対象とするかどうかの妥当性については、本庁の担当職員が検査の過程で判断していたものというふうに考えます。

○徳田将仁委員 この検査の過程というのは、検査というのはいつなんですか。その都度行われていたんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委託事業の検査というのは先ほど申し上げたとおりですね、中間と、年度末の最後のという検査になりますので、その時点での検査ということでございます。

○徳田将仁委員 飲食費についてですけど、どこまでが認められているかという基準というのがあったんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 県の食糧費の執行に当たっては、適正執行指針というものが定められておりまして、それが基本的な基準になると思いますけれども、その基準は、少なくとも私どもが把握している中では、平成28年9月には本庁の担当職員が現地の駐在職員に対して、それを送付をしてこの通知の趣旨を踏まえて活動してくださいというようなことを連絡しているというふうに認識しております。

○徳田将仁委員 この基準がある中で、除外された飲食代もあるんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 我々も今残っている資料で見ている中では、外された経費があるかどうかというところの確認までできておりません。

○徳田将仁委員 外された経費があるもの確認されていませんという、それは今確認するものではなくて、中間だったり、その最後にですね、確認されると先ほどおっしゃったじゃないですか。だからそれであるのかと聞いているんですよ。

○玉元宏一郎基地対策課長 その検査をして、予算執行しているということは分かっているわけですけども、その細かい、一つ一つの細かい確認をどのようにしたかというところまでは確認できておりません。

○徳田将仁委員 仮にですけど、基準とかチェックが不十分であった場合ですね、検査とか基準が不十分、チェックが不十分だった場合は、支出は許されないですよ。

○玉元宏一郎基地対策課長 不十分だったかのこの度合いの判断がなかなか難しいかなと思いますけれども、基本的には例えば何月何日にこういう会合があって、これで会食をしたときの領収書ですということがあったときには、何月何日、どこで何人というような情報を得ながら、領収書の額を確認して、妥当かどうかを判断しているということになると思います。

○徳田将仁委員 このワシントン事務所の会計管理の主体というのは、本庁なのかワシントン事務所なのか、あ、ワシントン株式会社なのか、どちらなのか教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 いわゆるワシントン事務所のいろんな経費というのは先ほど申し上げたとおりですね、県の予算執行としては、委託契約の中で一本化されておりますので、委託事業の管理については、本庁の担当職員、また担当ラインのほうで管理しております。

一方でワシントンDCオフィス社の口座については、ワシントンDCオフィス社の役員を兼ねた駐在職員のほうで管理しているということになります。

以上です。

○徳田将仁委員 法人とする場合ですよ。法人の原則としてですけど。普通ですよ、法人自身が会計管理とか帳簿作成をすると思うんですね。普通であれば。それはこういった認識を持っているんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員おっしゃるとおりですね、通常だと法人が会計面も当然管理していると思いますし、ワシントンDCオフィス社においてもですね、会計の対象となる経費の流れというのは、限定されてはおりますけれども、それでもそれぞれ会計年度ごとに、一応決算という形を取って、当局に税務申告なども行っておりますので、そういう作業は法人として行っているということでございます。

○徳田将仁委員 今の話でちょっと分からないのが、沖縄県が管理したじゃないですか、管理しているんだけど、それを基に、その報告を受けてワシントン駐在はアメリカへの報告はしていたという認識ですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 アメリカへの報告というのは、今先ほど申し上げた、当局への税務申告などのことだと思いますけれども、それはワシントン駐在はワシントンDCオフィス社の役員を兼ねておりますので、その立場でワシントンDCオフィス社の事務処理を行ったということです。

○徳田将仁委員 先ほど、玉元さんが管理簿の話とかもいろいろしていたんですね。その時に、ある程度達成していたという話をおっしゃっていたんですよ。だから領収書、じゃ全部の管理はしていなかったという認識でよろしいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 領収書自体の管理は全て行っておりまして、先ほどの御質問に対して答えたのは、お店の名前とか、そういうところが書かれていないということについてどう思うかという御質問でしたので、それがあるといい情報でありますけれども、なくても領収書なりで確認できますので、それで一応ある程度達成していたということでございます。

○徳田将仁委員 その先ほどの話で、また続きで申し訳ないんですけど、駐車場のチップの話があったんですけど、そのチップの話一つ取ってもですよ。駐車場にチップって本当に発生するのかなとか、ですよ。そういった、どういう状況だったのかという確認は取っているんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 私どももすごく担当職員と、委託事業者の担当者の職員との、すごく細かなやり取りですので、メールで、今回確認した範囲で先ほど申し上げたんですけども、どのぐらいのレベルまで、この一つ一つについて確認しているかどうかはよく確認できておりません。

○徳田将仁委員 やはりですね、このチップに一般管理費を充ててくださいというやはり何かおかしいと思うんですよ。そこで、公費をあてがうという構造というのが本当にいいのかなと思うんですけど、そこら辺どう思いますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委託契約の中で、一般管理費を大体直接経費の10%以内で計上してもいいということは少なくとも沖縄県の委託業務の中で一般的に行われていると思いますし、この一般管理費を、何ていうんでしょうか。この一般管理費はそのまま、何らの経費にも充てなければ、もしかしたら利益に加わるかもしれませんし、その他領収書が得られないような様々な経費にも充てることができるというものですので、いわゆるその、もしかすると何ていうんでしょうか、会計帳簿上の一般管理費みたいなものとは別の観点で、この委託契約の中では考えられておりますので、そういうふうに見ていただければいいのかなというふうに思います。

○徳田将仁委員 今、課長がおっしゃった、一般管理費の中には、領収書の宛名がないものとか、そういったものがそこで充てられるという答弁はそれでよろしいんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委託業務の直接費として認められるものは、領収書なりで確認できるものですので、それ以外の経費は我々としては直接経費として認めていないという意味になります。そのほか了承しないで、我々に説明できない経費を、一般管理費にしなければいけないというわけでは全くなくて、それはどういうふうに処理するかはその委託事業者の判断であると思います。

○徳田将仁委員 だけど取りあえずまとめとしてですよ。そういったチップが、本当にこれがチップというのがあったのかどうかの確認とか、領収書に宛先がないとか、そういったものを、管理されていない支出とか取引というのは、存在した可能性があるかと認識してよろしいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委託契約の中で、直接経費として確認するのは、領収書なりで確認した上で検査をして、それを領収書なりを確認した上で認めますので、それが確認できないものは経費としては認めていない。そういうものがどのくらいあるかということを、明確にそれを、そこまで全部確認しているわけじゃないと思います。

○徳田将仁委員 先ほどから言っているのが、委託契約、委託なので、その細かい点は、委託先がこうやって決めてますみたいな話をしているんですけど、これって公金をこの委託先に全て委ねているという認識でよろしいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 まず委託契約は、先ほども最初のほうで申し上げたんですけれども、基本的な精算払いですので、概算払いもできる規定はありますけれども、基本的には精算払いですので、先に県が資金をあげることが前提となっているものじゃなくて、極端に言えば全部最初に委託事業者が必要経費を支払って最後に我々に精算を求めるというものになりますので、そういうものなので、その何ていうんでしょうか、資金を預けているという性質のものではないと思います。

以上です。

○徳田将仁委員 あまり長くならないように僕も努めたいと思います。

駐在所についてお聞きしたいんですけど、玉城知事への証人尋問でですね、知事は自ら駐在所と言ったことはないと言言してました。そのことについてお聞きしたいんですけど、やはり先ほどの答弁でもワシントン駐在所は存在しないとの答弁はいただいたんですけど、この知事の発言は正しい認識を持って知

事はこういった発言をしていると、知事公室長としても判断していると捉えてよろしいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 知事の発言は私どもも証人尋問の中継を見て聞いておりましたけども、どういう意図でああいうことを回答なされているのかと直接聞いたわけではないんですけれども、少なくとも行政組織規則上、ワシントン駐在という言葉がありますけれども、駐在所というものはないので、そのことを言われていたのかなというふうに思います。

○徳田将仁委員 まさにそうなんですけど、組織でこの駐在員という表現が用いられていますよね。だけど、組織としてのこの用語が一致していないのかなと思うんですけど、そこら辺認識、どう思っているかをお聞かせください。

○玉元宏一郎基地対策課長 行政組織規則の中ではですね、ワシントン駐在という表現で設置をされていまして、これはほかの地域の駐在も同じ表現がされております。

実際に駐在として現地に派遣されている人のことを、どう表現するかといったときには、駐在員という場合もあつたりしますし、駐在職員という場合もありますし、そこはもしかしたら統一されてないかもしれませんが、基本的にはワシントン駐在という言葉が使われていると思います。

○徳田将仁委員 だからちょっとそれがなんか、なかなか整合取れないのかなと思うんですけど、知事自身が駐在所ではない、駐在所はないと言っていることは、県の出先機関ではないと言っているのと一緒だと思うんですね。だとしたらですよ、職員が駐在員として業務が行われていたことは適切ではなかったと捉えてよろしいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 ワシントン駐在、駐在という制度はですね、その県、県庁がその所属部署がある場所以外のところに、職員を派遣して駐在させることができる、そこに駐在させて仕事をさせることができるということで、基本的にはその者というんでしょうか。個人、職員が行くということを制度にしているものですので、いわゆる出先機関として何々事務所とかというものは別の扱いになっているという意味では、外れていないのかなというふうに思います。

○徳田将仁委員 今、そちらもおっしゃっていたけど、組織として位置づけがされていないというところで、その業務に対して職員として給与を支払いするということは、適切ではやはりなかったんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺どう認識していますか。

○仲村卓之人事課長 お答えします。

ワシントン駐在はですね、県職員の身分を有しておりまして、兼任の発令を受けて、先ほど玉元課長が言ったように、知事部局には身分もあるんですけども、ワシントンに駐在してそこで活動するようというふうに発令を受けて、公務に従事しているものですから、これは県職員としての業務に従事しているので、給与条例に基づき給与を支給する必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○徳田将仁委員 お二人の間で、国境があるのか分からないんですけど、先ほどから位置づけがないところに給与支払いしていいんですかと質問しているんですよ。そして、今答えたのは、駐在員として当然認められてますから、こういう支払いができますと言っているんですよ。だから、位置づけしてないのに、おかしくないかと僕は質問しているのに、そんな何でここで、当然のように支払いができますと言っているのか、また、手当の部分も、それでいいのかどうか教えてください。

○仲村卓之人事課長 ちょっと私の説明がうまく伝わっていないのかなと思うんですけども、あくまでも県職員として、ワシントンで県の職務に従事するという事で駐在させておりますので、県の給与を払うのは当然だと思います。それから外国勤務手当というような特殊勤務手当に位置づけているんですけども、それも支給しております。これも逆に言うと、払わないと法令違反ということになるので、そういうこととなっております。

ただ一方で、例えば株式会社等に、国内でですね、株式会社等に職員を出向させる場合は、派遣法に基づいて、退職させて派遣したりして、そうすると県からの給与ではなくて、派遣先が給与を負担するということとなります。そういう意味でいうと、駐在というのは、あくまでも県職員として、ある一定の場所において勤務するように命じられ、駐在として勤務するように命じられておりますので、県職員としての給与を支給するのは、当然のことかと思っております。

以上です。

○徳田将仁委員 では、国内じゃなくて、国外だからよいという認識ですか。

○仲村卓之人事課長 国外だからいいということではなくて、国内であっても、県知事の転任の発令を受けて、どこそこで専ら県の業務に従事して、駐在として従事するようという発令があった場合には、県が給与を支給すべきかと思っています。

ただ、その場合、国内であれば通常駐在所なりを設けて、そちらで勤務することなんですけど、今回のこのワシントン駐在に関しては、その部分が現地、沖縄県側から見ると駐在所なるものは物理的にないんですけど、そこで駐在して活動しなさいということなんですけど、実際に現場で活動する拠点はどこかというところ、いわゆるワシントン事務所と呼ばれているところが、そういった活動拠点であったということなのかなというふうに思います。

以上です。

○徳田将仁委員 だから何かちょっと平行線上なんですけど、国内では、先ほどから自分でおっしゃっているんですけど、国内では、もちろん辞めて、派遣を辞めて、そこに派遣して、そこで働いて、その会社がお金を払うという仕組みになってますよって、自分で何度も言っているじゃないですか。

だから国外だから辞めないで行って、こういった形でできるんですかと聞いてるんですよ。

○仲村卓之人事課長 国外だから国内だからという区分ではなくて、派遣法に基づいて、株式会社に派遣される場合は、その株式会社の職に、職務に従事することになるので、そちらが給与を負担することになります。

今回はあくまでも駐在という形式で、転任の発令を県知事がやりまして、知事公室の職員である身分を持ちながら、兼務でワシントンに駐在して、県の業務に従事せよということで、働かせておりますので、県の給与を支給することになります。

○徳田将仁委員 まとめて質問します。

駐在所の指定がなくても、その給与の支払いはできるという認識で捉えていてよろしいですか。

○仲村卓之人事課長 その認識でよろしいかと思います。

○徳田将仁委員 分かりました。

まだいっぱいあるんですけど、ちょっと委員長が怒っているんで、少し平安山さんが、クラカワー弁護士、弁護士事務所ですね、指示、サインの話をしたんですけど、県の指示なしにサインをしたことはですね、無権代理行為に値すると思うんですね。

そこでお聞きしたいんですけど、県と契約する際にですよ、知事名義以外の者が代表して契約することというのは、ほかにあるのかお聞かせください。

○玉元宏一郎基地対策課長 県の通常の契約は、知事名で行うものですので、それ以外で契約しているというのは、少なくとも、今把握している範囲では、挙げられないかなと思います。

以上です。

○徳田将仁委員 クラカワーさんとですね、この直接契約においてですけど、この自動更新という話を伺ったんですけど、自動更新条項が存在しているんですけど、長期継続契約にも該当しないし、債務負担行為も設定されていないという中で地方自治法違反であると思うんですね。今となってもう是正できないから放置しているのかというところを答弁ください。

○玉元宏一郎基地対策課長 当時の弁護士事務所との契約内容を見ていきますと、自動更新というよりはですね、期限が定められていなくて、止める意思があれば認められますよというような契約になっていると認識しております。

あと長期継続契約については、午前中、公室長からも申し上げたとおり、新しく指摘されていることでもありますので、改めて確認する必要があると思いますが、長期継続契約をできる契約というのは、法律なり条例で定められてまして、その中に、現時点ではその弁護士事務所との契約というのは含まれていないのではないかなと思いますけれども、この当時の現地の契約の方法を、どういうふうに捉えるかというのは実質的に中身を見ると、単価契約のような形で、契約額があらかじめ定まっているものではないというふうな内容でもありますので、どのような取扱いになるのかというのは少し、引き続き整理したいと思います。

○徳田将仁委員 クラカワー氏に対してですけど、このサービス提供の終了を

通告したのはいつなのか。まだもし通告していないのであれば、それも含めて答弁ください。

○玉元宏一郎基地対策課長 この契約上は書面による通知ということになっているようなんですけれども、それ今現時点ではされていないということです。

○徳田将仁委員 それじゃ契約は続行中ということによろしいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 続行中かどうかも含めて、正式には確認する必要があると思いますけれども、実態として、もう現地に駐在がおりませんので、弁護士が、米国の現地で法律上のサービスを行うということは、実態としてない状況になっていると思います。

○徳田将仁委員 クラカワー氏との直接契約をですね、内部的に有効にするためにですけど、債務負担行為の取り直しとか、本来であれば議会の議決を前提とする契約であったと思うんですけどね。この議会の議決が必要ではないかって、もし不要であるんだったら、不要であるという根拠を示していただきたいんですけど。

○玉元宏一郎基地対策課長 債務負担行為の御質問だったと思いますけれども、債務負担行為とはですね、地方自治、公共団体が債務を負担する行為について、その内容を定めておくというものになりまして、基本的には複数年度の債務を負担する際に手続を取るものだと思いますけども、先ほども少し申し上げましたが、弁護士事務所との現地の契約の内容は、弁護士事務所と、県がクライアントとその弁護士との関係ということになっていますということを説明していることと、料金の時間当たりの単価などを定めておりますので、具体的な債権債務が結ばれた時点では、具体的なものとして発生しておりませんので、その時点で債務負担行為が、将来にわたって枠として確保しなければいけないという、そういう必要な契約というふうには、今の時点では考えていないんですが、改めて少し確認をしていきたいと思います。

○徳田将仁委員 すみません。じゃもう最後の質問にします。

クラカワー氏との県との契約ですけど、意図的にこれはサービス終了の通知をしていないのか、それとも、ただただ忘れていたのか。この県の認識を伺いたいと思います。

○玉元宏一郎基地対策課長 率直なところで申し上げますと、もう現地に駐在おりませんので、もう終了しているというような認識でありましたけれども、改めてこの契約内容を見たときに、書面による通知をするということが書かれておりましたので、これは速やかに処理をしたいと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、本委員会が請求している記録のうち、未提出となっているメールの記録について、新たな事実が判明したら報告してもらいたいと指摘した。)

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 それではよろしく願いいたします。

今回のですね、調査事項の中で、ワシントンDC株式会社設立の経緯に関することということで、ほか5項目が挙がっております。そういった中でですね、問題点、いろいろな、百条委員会もありますし、また、この調査検証委員会もありました。それで県の報告もありますし、監査報告もありました。そういった中でですね、皆さんがこの問題点をどのように対策をしたか、お聞かせください。

○玉元宏一郎基地対策課長 報告書でも記載させていただいていますけれども、このような事態を引き起こした要因として、事前の検討不足ですとか、法令に対する理解不足ですとか、コミュニケーション不足などがあるというふうに認識をしております。そういう認識に基づいて、内部統制の報告書でも重大な不備として、報告をして、議会にも報告をさせていただいております。我々が整理をした報告書についてもですね、知事のメッセージとともに、これは我々だけの問題、この案件だけの問題じゃなくて、県庁内全体に気をつけなければいけないこととして、知事からのメッセージとして県庁内にも周知をして、2度とこのようなことがないようにということで、周知をさせていただいているというところでございます。

○新垣光栄委員 そういった中でですね、ワシントン駐在と駐在所。先ほどからもありましたとおりですね、駐在と駐在所で大きく違うと思うんですけども、そこに駐在所であれば、会計職員を置かないといけない。駐在であれば置かなくてもいい。この辺が資金の流れですね、設立の流れの中で、2番目の資金の流れに入っていくんですけども、大きな履き違えがあったのかなあと感じているんですけども。駐在所と駐在の説明、違いの説明をお願いします。

○玉元宏一郎基地対策課長 先ほど、駐在と駐在所の2つの言葉が出てきたと思いますけれども、この2つはどちらかというところあまり変わらずといいますか、出納員は置かれないものになりますけれども、その上にですね、しっかり組織として事務所として置かれている。例えば、国内で言うところの東京事務所ですとか、大阪事務所ですとか、そういう出先機関に当たるところについては、出納員が置かれるというような仕組みになっておりまして、そういう違いでございます。

○新垣光栄委員 それではそういった意味で、私は、会計責任者を、置かないでですね、経費を削減しながら、また、時間もなかったということで、駐在所、駐在になったのかなと感ずていてですね。それで皆さんが委託業務の中に、この経費、向こうでのそういった費用というのを含めて契約したのではないかな、そこに大きく、ちょっと、このやり取りのですね、システムというか、そういった整理ができなかったのかなと感ずているんですけど、どうでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 一番最初にワシントン駐在を設置したときに、委託契約で活動を支援するという仕組みにしたときの、詳細なこの検討の結果というのは、ちょっと分からない部分もあるんですけども、参考にしたのは、ほかの駐在として派遣されている地域の仕組みを参考にしながら、やはり出先機関にして出納員も置いてということになりますと、コストはかなり増えていきますので、最初にすぐにそのコストをかけるか、もしくは少し駐在という形でスタートしてみようということで、スタートしていったのかなというふうな認識でございます。

○新垣光栄委員 分かりました。ありがとうございます。

次に、再委託に関してですね。私も、クラカワーさんの参考人のときにですね、再委託ではありませんということで、気になっている部分がありましてですね。実際、クラカワーさん、代表人だと思います。そういった中でですね、業務は、私は本当にやっていたかなと。職員が部下がやっていたのではないか

なとも思ってもあってですね。この事務所は何人ぐらいの職員がいて、どういった組織になっているのか。お願いします。

○玉元宏一郎基地対策課長 申し上げます。今ちょっと手元に資料がなくて、詳しく分からない状況です。

○新垣光栄委員 では後で、提出お願いいたします。

私も社長であるからね、直接そういった担当が、しっかりそういう認識が、再委託だったよということを認識していたのかが問われると思っていますので、その辺もしっかり調査していただきたいのと、聞き取りをしていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

それで最後にですね、この書類請求されている部分でですね、私たちも早く閉めたいものですから、もう大変皆さん申し訳ないんですけども、相当の、今メールにしても2000ページ、そういった中で名誉毀損とか、守秘義務とか、そしてプライバシーの保護、弁護士の秘匿特権のチェックとか、相当あると思うんですけども、そういった意味で、ページ数は何ページ出ているのかなというのを、私達読み取れるんですけども。そういった中での仕事でですね、今後の資料提供ですね、しっかりやってもらおうと私たちも早く締められるんですけども。総時間的にどれぐらいかかっているか、分かりますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 これまでの記録提出に当たって、どのぐらい時間がかかったのかということだと思いますけれども、正確にこの積み上げるのがなかなか難しいと思うんですけども、これまで、百条委員会が設置され、また、その他議会からも資料要求なり、請求があったものに対応した時間を積み上げると、やはりかなり大きな時間数になるかなというふうに思います。

○新垣光栄委員 ぜひ、大変だと思うんですけども、資料のね、速やかな提出をよろしくお願いします。

ありがとうございました。

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 よろしくをお願いします。

会社設立の件、何点か確認させてください。皆さんはですね、当時の会社設立に際しての委託契約を結んだ対相手を教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 このワシントン駐在を設置したときの平成27年度の委託契約の相手方は、ワシントンコア社という会社でございます。

○仲里全孝委員 ダニエル・S・クラカワーさんは直接、県と契約を結んだと、そういう発言されていますけども、その件についてどういう認識されていますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 私どもの予算執行の根拠となる委託契約の中では、ワシントンコア社からの再委託という形で弁護士に依頼をしているというふうな認識だったわけですが、これが調査検証委員会の調査をしている中で、この令和、去年ですね、令和7年の3月に直接、駐在職員がサインをしているものがあるということが分かったというような経緯でございます。

○仲里全孝委員 この株式会社の法人設立、本人、ダニエル・S・クラカワーさん弁護士さんは、現地の所長あるいは副所長と調整をして設立させたと、間違いないですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 その当時ですね、状況についての私どもが行っている、当時の駐在などとのヒアリングなどにおいても、弁護士と相談していたということを聞いておりますので、弁護士のほうから、駐在と相談して決めたということは、そこと整合取れているのかなというふうに思います。

○仲里全孝委員 そこでちょっと確認させてください。その当時の所長、副所長は沖縄県の職員であるんですけども、その報告はされてなかったんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今報告とおっしゃられているのは、そのCコーポレーションに決めたということなのかなと思いますけれども、その報告はされている、されていたという情報が今まで調べた限りではありませんので、されていなかったのではないかと考えています。

○仲里全孝委員 あのですね、これまでの皆さんとのやり取り、そして百条委員会ですら確認したら、当時の所長も副所長も当時から法人組織というの

は発言されているんですよ。例えば所長はね、特殊法人だったんじゃないですかねと。副所長は、あの法人ナンバー6332、当時の知事とマスコミに大胆に報道されてますよというのもあったんですよ。そこでですね、確認するんですけども、これまでの皆さんの当時は、コミュニケーション不足でありましたと。これコミュニケーション不足というのは何を指していますかね、不足というのは何を不足、何を指していますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 そうですね、コミュニケーションという言葉以外の言葉といいますか使いますと、いわゆる現地での業務について、きめ細かく本庁と共有をする。また、本庁側もワシントン駐在がどういう動きをしているかについてきめ細かく確認をする、本庁側の考え方を伝えるというようなやり取りを密にするという意味になるかと思います。

○仲里全孝委員 今の課長の話はこれコミュニケーション、いわゆるフェース・ツー・フェースでなくてもコミュニケーションでやりましたと。

しかし皆さんのですね、これまでの内容を見ていると、当時の運天元所長、株式会社の形態はグレーであり閉じたほうがよいとも提言しております。そして先ほどからありましたウェブ会議でもですね、これメールのやり取りあるんですよ。このメールのやり取りは、私はこれまで皆さんといろんな形で意見交換している公文書じゃないですか。沖縄県の公文書として取り扱うべきじゃないですか。どうですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 沖縄県の公文書としてメールの内容も、メールというものも含まれるというふうに思いますけれども、例えば今開示請求を受けたときに、現に今持っている情報、資料としてメールがあるのであれば、それも含まれるということになるんだろうと思います。

○仲里全孝委員 それからするとですね、皆さんが言うトーク、コミュニケーションではなくて、これ行政公文書内容の、お互いの認識不足だったんじゃないですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 メールが公文書にも当たるという意味の認識が、お互いに共通してなかったという意味かなと思うんですけども。そうですね、そこまでメールのやり取りを、公文書だからということで意識してやり取りしていたのかというところはちょっと明らかなじゃないかもしれませんが、少

なくとも情報開示請求を受けるときに、メールもその対象となり得るということは、ある程度の職員は認識はしているかとは思いますが。

○仲里全孝委員 私も中身を拝見させていただきました。これですね、お互いの公務員と公務員のやり取りで指摘だとか、契約の問題だとか、あるいは登記の問題だとか、それを部下がね、上司に上げたちゃんとした公文書だと思うんですよ。この端末でやっている皆さんとのメールのやり取りをですね、沖縄県の予算を使って、沖縄県のちゃんとした法律的な沖縄県の資産の中での皆さんの行政内容なんですよ。それで私は、皆さんは今、コミュニケーション不足、コミュニケーション不足ってよく言うんですけど、しかし実際に、こういったメールのやり取りがあるんだったら、これ公文書扱いじゃないかって言っているんですよ。その辺どういう認識されているんですかね。

○玉元宏一郎基地対策課長 先ほど申し上げたようなコミュニケーション不足の説明として、お互いの情報のやり取り、情報共有がなされてなかったということについて、これは委員おっしゃるように対面のものだけじゃなくてですね、メールによるやり取りも当然含まれるというふうな認識でおりまして、そういうメールでのやり取りも含めて、この法人の設立に関して、コミュニケーションが不足であったというふうな認識でございます。

○仲里全孝委員 これ課長、文書での公文書取扱い、公文書の調整というんですよ、これね、実際調べてみると。これまでこれ2年近く検証されているんですけども、このまず法人組織の皆さんが今まで意思決定がない。法定の手続が行われなかったというふうに再三答弁しているんですよ。これどの時点で止まっていたんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 まず、一番最初がその法人を設立するということ、県として意思決定をするということ、文書による意思決定をしなかったということが一番最初に、一番の起点となりますので、それは平成27年の5月か、もしくはもう少し前ということになるかなと思います。

○仲里全孝委員 そこで確認します。その後皆さんは、事務所の維持管理にして委託契約、これは再委託になっておりますけども、これ委託契約を同じようにシャルマン・ロジャースと締結をしております。事務所の維持管理、これを例えば事務所の家賃とか含んでいるというふうに、これまで皆さんから答弁あ

るんですけど、それ間違いないですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 事務所の運営に関する経費いろいろございますけれども、今議員がおっしゃったような再委託という形を取っていた弁護士事務所への委託もありますし、もう少し直接的に事務所の賃借料ですとか、あと例えば現地の採用職員の給与ですとか、そういう事務所の維持に直接的に必要な経費も含めて、ワシントンコア社に委託をして、そこから支払いをしてもらっているというような内容になります。

○仲里全孝委員 この事務所の維持管理には、O k i n a w a P r e f e c t u r e D C O f f i c e , i n c . の株式会社の維持管理が充当されていませんか。

○玉元宏一郎基地対策課長 まず、最初にそのワシントン駐在を設立に当たって、法人をつくるっていったときのものも含まれて、委託の中に含まれておりますし、法人を設置した後に、その法人を通じて支払いをしたような、マーキュリーに対する支払いとか、現地の作業職員の給与ですとか、そういうところに資金を入れて、そこから支払ってもらうようなことをしていたりとか、そういうところの関わりはあったかと思います。

○仲里全孝委員 課長、そこにね、私が今、O k i n a w a P r e f e c t u r e D C O f f i c e , i n c . の株式会社の事務所、皆さんは出来高払いだから領収書とかあると思うんですよ。家賃も含んでいますか、ということですよ。

○玉元宏一郎基地対策課長 委託事業で対象にする直接経費は、全て領収書なりを確認して、それを積み上げて確定させております。

○仲里全孝委員 この家賃はどういう契約されてました。

○玉元宏一郎基地対策課長 家賃は事務所を賃貸している不動産会社と、ワシントンDCオフィス社との契約で契約されてるというふうな形になっております。

○仲里全孝委員 これ内容を教えてもらえないですか。私が言うのは今、O k

i n a w a P r e f e c t u r e D C O f f i c e , i n c . 日本語でもいいから、英語でもいいから、どのような領収書になっていますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 すみません、今領収書を手元にすぐありませんので、後でまた御説明したいと思います。

○仲里全孝委員 委員長、次にお願いします。

皆さんは、F A R A登録をまず委託契約を結んでおります。F A R A登録の業務は誰と委託契約をされたんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 F A R A登録をする際の手続に関しては、先ほど来申し上げている同じ法律事務所に委託をしているというものになります。

○仲里全孝委員 これまでまあ2年に一遍、皆さんは申請されて、F A R A登録を受けているようでありますけども。これまで何名F A R A登録を申請されていますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 F A R A登録はですね、ワシントンDCオフィス社として行っておりまして、その役員として、ワシントン駐在が書いておりますので、ワシントン駐在の名前と一緒に登録をされていて、異動になって、入れ替わるために変わっていくわけですけども。異動して変わった職員全て、そういう形で登録をされております。

○仲里全孝委員 そのときですね、課長。F A R A登録をするときの、この登録者の身分を教えてください。会社の株式会社の従業員ですか、あるいは沖縄県の公務員としての登録ですか、教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 ワシントンDCオフィス社の役員として登録をされています。

○仲里全孝委員 この人は、当時は、この登録するときは株式会社の役員として登録されていますけども、公務員の身分も持っていますよね、どうですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員おっしゃられるとおり、県の職員としての身分も併せているという形になります。

○仲里全孝委員 人事院に確認しますと、二重の身分をもってアメリカ合衆国でロビー活動をする、いわゆる政治活動するためにですね、公務員が直接、F A R Aの登録をできますか。人事院に確認した、人事委員に。

○西銘啓史郎委員長 人事課です。

○仲里全孝委員 人事課。すみません。

○玉元宏一郎基地対策課長 F A R A登録を県の職員が直接できるかということだと思いますけれども。それについては、現状そういう形で行っておりませんので、はっきりとできたかできなかったかという実績もないんですけれども、原理的にはあり得るのかなと思います。今、現状としてはワシントンD Cオフィス社として登録されていると思います。

○仲里全孝委員 先ほどの人事院がね。

○西銘啓史郎委員長 人事課長。

○仲里全孝委員 失礼しました。人事課長のほうからですね、一旦は会社に籍を移すとかというふうな説明があったんですよ。これを移されていないんですよ、身分。従事許可ももらってないで移されていないんですよ。だからそのとき、これまで2年間我々はね、二重の身分を持てますかっていうことで皆さんに再三言っているんですけれども、公式に答弁がないから、私一応確認取っているんですよ。人事課長もいますので、人事課長確認取れますかということです。

○仲村卓之人事課長 お答えします。

先ほどの回答と重複するかもしれませんが、あくまでもワシントン駐在に関しては、転任という人事上の発令をしまして、知事公室にも職を副参事なり、主幹の職に転任でつけまして、その上で、兼務で駐在として、ワシントン地域で県の業務に従事するよという転任発令を行っておりますので、そういう意味で、県の業務に専ら従事しているという実態がございますので、県の給与を支給しております。

ただ一方で、向こうでワシントンD Cオフィス社の役員を兼ねてるという場

合には、例えば株主総会ですとか、そういった会社固有の業務に従事する間ですね、これは職専免、職務専念義務の免除も申請をした上で、その処理を1時間なり2時間なり分かりませんが、従事する必要があったかと思います。それから、営利企業従事許可申請も当然すべきであったというふうに思っております。

以上でございます。

○仲里全孝委員 ありがとうございます。

そうであれば、これ法令に抵触しますよね。

○仲村卓之人事課長 そういう仕組みでいうと先ほど申し上げたように、これが地方公務員法の第29条の各号に違反しているかどうかというところについては検討をしたんですけれども、一部該当して、懲戒事由に該当しているというふうになります。

以上でございます。

○仲里全孝委員 課長、私が確認したのは法令に抵触しますよねと、一部とか二部とかではなくて、抵触しますよねと。営利企業従事許可をもらってないで、そういう申請するのは法令に抵触しますよねって確認を取っています。

○仲村卓之人事課長 そのとおりでございます。

○仲里全孝委員 次にですね、確認します。

まず、ビザ申請の件からいきます。ビザ申請の委託業務の内容を教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 職員のビザを取得するに当たって、現地、米国内の移民法に精通した弁護士に対して委託をして、ビザの取得を支援してもらっているというようなことになります。

○仲里全孝委員 委託の相手先教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 駐在を設置した平成27年当時は、先ほど来、話題に上がっている弁護士と同じ事務所ということになります。

○仲里全孝委員 これは弁護士事務所の、私が持っているのはちょっと、またほかの弁護士事務所となっているんですけども、ちょっと弁護士事務所の名前を教えてもらえないですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 先ほど私がお答えしたのは、設置当初の事務所でしたけれども、その後移民関係の弁護士事務所が変わりまして、弁護士事務所の名前がキャピトルイミグレーションという会社になります。

○仲里全孝委員 そのときのビザのですね、内容。駐在員というふうに皆さんのほうから委託の内容をですね、駐在員とその家族のビザ取得に関しての委託というふうになっておりますけども。これまずビザの種類を教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 いわゆる L 1 ビザと言われているビザになります。

○仲里全孝委員 L 1 ビザも L 2 ビザも申請されていますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 L 1 のほうのビザは本人、L 2 は家族というふうな区分けになっておりますので、家族も一緒に行かれる場合には、L 2 ビザも申請するということになります。

○仲里全孝委員 この L 1、L 2 全て公費ですか、県費ですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 端的に申し上げますと、県の委託料の中で支払われております。

○仲里全孝委員 これ決裁下ろすのは誰ですか。課長ですか。統括監ですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 これは予算執行の根拠となる委託契約ですので、その執行部内の決裁、専決者は統括監の職となります。

○仲里全孝委員 これ家族も申請されているんですよ。支出されているのは公費で支出されている。まず人事課長いますから、L 1 ビザの取得、この身分は会社の身分で申請されているんですけども、人事委員、これは公務員法に抵触しないですか。

○仲村卓之人事課長 米国の国内法でどのようにされたかというのはさておきですね、沖縄県の職員を管理する立場からすると、先ほど申し上げたように駐在という、転任は知事公室に転任させた上で、駐在でワシントンで働いてくるようにということで発令をしておりますので、当然給与は支給できますし、外国勤務手当も支給できるということになります。

○仲里全孝委員 課長。L 1 ビザの取得の内容、定義知っていますか。

○仲村卓之人事課長 承知しておりません。

○仲里全孝委員 これ2つの身分、先ほどのF A R Aと一緒にですね、2つの身分で公務員として申請されていないんですよ。会社の職員として、L 1 ビザ取得されてますよね。それもL 2 ビザも最近から出てきているんですよ、家族の。これ全て公費で出ている。決裁も下りている。二重の、二重のね、これまでの議論の中で二重の身分を持つということは、少し疑義があるんですかと何回も言っているんですけども。L 1 ビザそのものというのは、我々もいろんな弁護士ともいろいろ調べたんですけど、会社の従業員しか取れないですよ。そこで、二重の公務員の身分も会社の従業員の身分も2つ持ってて、アメリカ合衆国でL 1 ビザを取得するというのは、申請して取得するというのは、公務員法に抵触しないですかということです。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員おっしゃるようにL 1 ビザというのは、いわゆる子会社ですとか、そういうところに赴任をするときに使われるケースがあります、そういうものなんですけれども。L 1 ビザの受入れ会社としてはワシントンD C オフィス社、そこに派遣をされる社員としてワシントン駐在が入るわけですけども、一方ですね、L 1 ビザを申請する際の請願書には、沖縄県から給料が出ているということを明記しておりますので、沖縄県の職員としての身分も持っているということは、説明をしながら申請がされているというふうな認識でございます。

○仲里全孝委員 そのときの皆さんがこの8年間申請されたのは、L 1 ビザ。沖縄県の公務員としては申請されてません。調べていろんな委員会、いろんな疑義があれば、営利企業従事者も許可も下りてません。単独で公務員がね、皆さんの出張命令とかいろいろあると思うんですけども、単独で公務員がアメ

リカに行って、どこの会社かも今まで知らないんですよ。その会社でL 1 ビザを取得しているんですよ。最近、L 2 ビザも取得されているわけですよ、それも公費で。だからその二重の身分を持って人事課長、これ法令に抵触しないですかということです。

○仲村卓之人事課長 地方公務員法第38条第1項でですね、営利企業への従事の制限というのがございますが、その中で営利企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員の地位を兼ねること、それから報酬及び事業等に従事することなどがそこに明記をされておりますけど、報酬、給与の面で言いますと二重に支給されているという事実はございませんので、そこについては、県の駐在員としての、県職員としての給与を適正に支給しているという認識でございます。

○仲里全孝委員 この駐在員、朝から駐在員の話をして、駐在所っていうのはもともと株式会社だったんですか。今、人事課長に問うている。

○仲村卓之人事課長 お答えします。

県の兼任発令という観点からしますと、株式会社であるとか、財団法人であるとか、そういったことを想定しているのではなくて、県に籍を置きながら、兼務でどこそこのエリアで駐在するようという、これは規則をちゃんと改正して転任で発令しておりますので、その向こうの形態がどうかというところまでは、給与支給するか否かの判断には入ってきませんので。もし向こうのその実際働いてるところに株式会社なり何なりがあって、そこから幾らかまでも給与支給を受けているのであればですね、県の給与をそのまま支給することはないというふうに考えております。

以上です。

○仲里全孝委員 人事課長、私給与の話してません。身分の話してるんですよ。これ会社にですね、身分を例えば会社で働いてるとか、そういったことを言っていないですよ。公務員の身分でL 1 ビザを申請して、L 1 ビザを取得するのは法令に抵触しないですかということです。内容としては、営利企業従事者許可を受けてない、それは抵触しないですかって言ってるんですよ。これなぜ今、確認するかですね、これまで委員会で何回も再三聞いてきてるんですよ。真摯に答弁してくるっていうんだけど、今までこの2か年間回答得てない。

○仲村卓之人事課長 お答えします。

まず地方公務員法第38条では、職員はですね、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、その他規則で定める地位を兼ねることができないものとされております。そのため、営利を目的とする会社、その他の団体の役員を兼ねる場合は、営利企業従事許可が必要となります。許可が必要な営利を目的とする会社、その他の団体の当否については、それぞれの団体を規制する法律における団体の活動目的により判断されることとなります。令和6年の知事公室の調査において、これまでのワシントンDCオフィス社に係る調査なんですけども、ワシントンDCオフィス社が営利企業従事許可を得る必要があると判断されたので、令和6年12月25日に、知事公室から総務部に対し営利企業の従事許可申請書の提出があり、同年12月26日に許可を行っているところです。ですので、L1ビザを取るか取らないかにかかわらず、営利を目的とする会社、その他の団体の職を兼ねるときは、従事許可申請を出すのが通常かなというふうに思っております。

以上でございます。

○仲里全孝委員 あのですね、課長。我々追認した後の話を分かっているんですよ、追認しているから。その前8年間、営利企業従事許可も取らないで、許可も下りてないうちに、先ほどのFARAの登録をしたり、L1ビザを申請したり、最近ではL2ビザも申請されているんですよ。従事許可も取っていないで、こういう申請ってできるんですかと、法令に抵触するんですかって聞いているんですよ。今日は人事課長いますから、今まで取っていないことを聞いているんですよ、私が聞いているのは。

○仲村卓之人事課長 お答えします。

少なくとも米国内でL1ビザをどのように申請して、どのように取得したかという件については、地方公務員法違反ということではなく、米国内法でそのような規定があって、どのような処理が必要であったかということかと思しますので、沖縄県職員として、適切適法に人事の発令を受けて、転任の発令を受けて赴任して勤務をするという意味においては、地方公務員法違反には当たらないと考えております。

○仲里全孝委員 これ、答弁おかしいんじゃないですか。従事許可も取らないで、公務員の身分のままL1ビザを取得できるんですかと、先ほどはFARAを聞いたんですけども。これ聞いているんです、私が聞いているのは。

○仲村卓之人事課長 先ほど申し上げましたが、営利企業従事許可を取らなかったことについては、地方公務員法の規定に違反しております。

以上でございます。

○仲里全孝委員 えっとですね、そこで確認します。ビザ申請、F A R A登録について、これまでL 1 ビザを取得して、F A R A登録をして、これ目的何だったんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 F A R A登録の目的でございますけれども、F A R Aに基づく活動ができるよう、米国現地でできるようにというために登録をするわけですが、その基づく活動というのは、米国政府ですとかに何らかの政策的な訴えをするということも含まれますし、もっと幅広くですね、向こうの国民大衆一般に何らかの広報をするとか、そういういわゆる日本で言うところの要請活動みたいなことも含むような活動があるわけですが、そういうことをする際には、外国の政府なりの代理人として、米国内で行う際にはこのF A R Aに登録をして、活動の透明性を持って活動させるために、年に2回、その活動内容を報告すると、F A R Aの当局に報告するとそういうような制度になっております。

○仲里全孝委員 あの課長、内容は分かるけど、まあ簡単にね、ビザを申請してL 1 ビザを申請しないとF A R Aに登録できない、分かっているんですよ。だからこの目的何だったんですか。今まで皆さんが政治活動するとか、いろんなことはあるんだけど、これ目的何だったんですか。必ず取らないと、今の課長が言うのを向こうで活動できなかったんですか。大きな目的は何だったんですかと。

○玉元宏一郎基地対策課長 このワシントン駐在の目的は、米軍基地問題に関するですね、情報収集、情報発信をワシントンD C、米国内で行うということが目的ですので、それを実施するためには、沖縄県を代表する形でっていうんでしょうか、代理する形で米国内で活動するためには、F A R Aの登録が必要ということになります。

○仲里全孝委員 これまでですね、2年間いろんな皆さんと意見交換、議論をしてきたんですけども。当初はロビー活動というふうな答弁もしていたんです

よ。通常ですね、いろんな組織を見ていると、F A R A登録の大きな目的はロビー活動、内容を別にしてですよ、ロビー活動まで登録するんですよ。通常ですね。なぜこれ、皆さんロビイストの登録されてなかったんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今委員がおっしゃっているロビー活動の登録というのは、ロビー活動公開法という別の法律のことをおっしゃっていると思いますが、すけれども、この法律はですね、F A R Aとは違って、国内の何らかのその関係者の代理人として活動するときに登録をする制度になってまして、我々が登録しているのは、外国の何らかの主体、政府なりの主体があって、その代理人として米国内で活動するというクライアントのところの側が、国内国外かで全く違う制度になってまして、我々のほうではF A R Aのほうの登録が必要で、逆に言うと、ロビー活動公開法の登録はする必要があるというようなことになります。

○仲里全孝委員 なぜ登録必要、登録をしようと思ったらできたんですか。登録がなぜ登録を必要じゃないというふうに決めたんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 ロビー活動公開法の中にですね、対象となるロビー活動は、F A R Aに基づく活動は除くというふうに書かれて、法律上分かれておりますので、そこで明確に区分けされておりますので、我々はF A R Aのほうで登録をしておりますので必要がないということになります。

○仲里全孝委員 そのためにですね、皆さん多額の予算をかけて、現地の政治家とね、再委託契約あるいは契約を、委託契約を結んでですね、多額な契約をしてこの部分は向こうの現地の弁護士だとか、あるいは政治家とか、その人たちに調整されているんですよ。だから目的がね、なかなか今でも掴めない。だって今人事課長が言ったでしょう。ビザの申請、F A R Aの申請、皆さん、違法行為したんですよ。8年間、これね公務員が8年間。もう全国で聞いているから。8年間公務員がね、従事許可も取らないでL 1ビザを取得したり、F A R A登録をしたり、何の目的かも知らない。8年間、これ無効になりますよ。全然掴めないですよ目的。当初はね、最初、皆さんロビー活動とかいろいろ言っていた。やっぱり政治活動できないのかなと我々もそう思っていましたよ。しかし蓋開けてみたら、F A R Aの報告半年に一遍も現地の有識者にさせているわけでしょう。弁護士だとか、その中の給与とか、14万ドルもらっているとか、12万ドルもらっているとか、本人たちに聞いたらとんでもないというふうなこ

ともされているんですよ。だから我々は、これ内容虚偽じゃなかったですかって、我々何回も言っているんだけど、皆さんが回答ないから、一向にないですよ。このL1ビザ、L2ビザ、FARA登録に関しては、非常に疑問がある。

委員長、以上です。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後3時41分再開

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

質疑はございますか。

下地康教委員。

○下地康教委員 どうもお疲れさまです。

では、質問していきたいと思います。まずですね、再委託の件ですけれども、正直言いまして再委託ってあんまり聞き慣れないんですね。というのはですね、この再委託というものは、どういうものですか。例えば言葉の意味といいますか、県ではどういうふうに捉えているんですかね。全体的に。今の問題ではなくて、再委託というその用語ですね。

○玉元宏一郎基地対策課長 一般的に県の予算執行の中で業務委託をする、要するに委託契約を結んだときに再委託と言われるのは、直接的な委託契約の相手方が県に対して何らかのサービスなり業務を行うのではなくて、その委託先の事業者がさらに別の社に再度委託をして、別の会社に業務をしてもらうというようなものだと思います。

○下地康教委員 例えばこの再委託をする場合ですね、県の中の規則として、どういう手続を取るかというのがありますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 一般的な事務の手続としましては、委託先の事業者、直接の委託事業者から、再委託申請書という様式に基づいて申請を受けまして、それを基に審査をしてこちらが許可をします。その手続を経ることになります。

○下地康教委員 今回の場合はその手続というものをしっかり取られているという理解でよろしいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えします。そのような手続を取られております。

○下地康教委員 例えば、委託業務で、その再委託というのはあまりなじみがないんですね。というのは大体工事請負であれば、下請とかですね、非常に分かりやすいんですね。例えば、受注者が受けた後ですね、その業務を下請に回してその下請契約をしっかりとって、それを発注者側のほうに報告するというのは非常に分かりやすいんですけども。委託の場合はですね、あまりなじみがないということもあって、非常に分かりにくいところがあるんですけども、その流れというのはしっかり取られているということによろしいですね。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員おっしゃるとおり、請負契約と委託が少し内容が違ふこともありますし、なじみがないという部分があるかと思いますが、県の委託契約の中で再委託が一部行われるというのはそれほど、ものすごく珍しいということではなくて、それなりの割合でされているかと思います。そのときの手続は、先ほど申し上げたような委託事業者から申請を受けて、それを審査をして許可をするという手続になります。

○下地康教委員 それでですね、私の手元に平成27年度から令和5年度までのワシントン駐在員の設置及び活動支援事業に係る委託業務仕様書というのがあるんですけども、これ確認したいんですけども、私の手元にあるのは案なんですね。つまり、この案という形でそのコピーが来ているんですけども、これ正式に委託契約の内容というふうに理解してよろしいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今お手元の案の内容と実際の契約書を正確に言うなら比べる必要があるんですけども。通常だと、案で起案を回して、それで決裁を取ったらその案を取って、契約金額なりを入れて、契約書にしますので、内容としては、そういう変更する段階がなければ同じようなものだと思います。

○下地康教委員 要するに私たちが資料要求する場合は、この案ということではなくて、正式なその契約書を我々の手元に提供することになるのではないかと

と思うんですけども、この辺りはどうですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今委員の手元にある資料は、予算執行何の中に添付する資料として、契約書案というのをつけるんですけども、それを御覧になっているかと思えますけれども、正式な契約書はそれも別途、議会には提出済みでございますので、そちらが見られると思います。

○下地康教委員 私が手元にあるもの以外にも、正式な契約書が我々の手元に届いているという理解でよろしいですね。

○玉元宏一郎基地対策課長 そのとおりでございます。

○下地康教委員 最初の平成27年度の仕様書の内容ですけども、委託業務の内容の中でですね、(1) から (8) までありますけれども、その中にワシントンDC内に準備室を設置するというふうにあるんですけども、この準備室というのは何を指しているのでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 ワシントンDCに沖縄県の事務所を設置するための準備をするためのプロジェクトチームではないですけど、そういうグループをつくるということなんだと思います。

○下地康教委員 この準備室というのは具体的に場所というものは考えられていたのですかね。

○玉元宏一郎基地対策課長 すみません、先ほどの答弁少し修正させていただきますけれども、ワシントンDC内に準備室を設置し、ということについて、これはワシントン事務所を正式につくるまでの間、実際に駐在の職員はもう2人行っておりますので、その職員がある程度勤務するなりの環境を整えると、そういう意味の準備室ということでございます。

○下地康教委員 それと3のほうで、事務所の設置の支援に関することと業務の内容があるんですけども、この事務所の設置というのはこれ何の事務所ですかね。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えします。これはまさに、物理的な意味の事

務所と、いわゆる今般ずっと話題になっている法人の設置も含めて、物理的な場所というのはその部屋をどこにするかを決めて、その契約をして入れるような状況にするともありますし、法人を登録をして、今回でいうとその株式会社の形式で登録をしてということを全体的に行うことを支援するという項目になります。

○下地康教委員 委託業務の内容では、ワシントン駐在員の設置、駐在員の設置及び活動を支援するために、以下の（１）から（８）までの内容を業務内容とするというふうになっておりましてですね、これを読む限りは、文脈の中では、要するに、駐在員の準備室及び駐在員の事務所設置というふうに読み取れるんですけども、そういう理解は正しいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えします。今委員がおっしゃったように駐在員が勤務する事務所を設置をするという意味では、そのとおりだと思います。

○下地康教委員 少なくとも平成27年のこの業務内容の中では、駐在員の事務所を設置するというふうな委託業務の内容だというふうに理解してよろしいですね。

○玉元宏一郎基地対策課長 委託業務の内容が１から８まで８項目ございますけども、そのうちの１つに、事務所設置の支援に関することが含まれているということでございます。

○下地康教委員 それではですね、ワシントン駐在所というのはありますか。今まで。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えします。先ほども少し申し上げましたけども、行政組織規則の中ではワシントン駐在という表現で、職員が現地に派遣先といいますか、活動する場所に行って駐在することになるわけですけど、駐在所という言葉は行政組織の中にはないと思います。

○下地康教委員 先ほど私質問したんですけども、駐在員の事務所の設置と、この事務所とは何なんですか

○玉元宏一郎基地対策課長 駐在の事務所の意味というんでしょうか。そこで

駐在は拠点として働くオフィス。オフィスというちょっと横文字でいえば済むわけではないんですけれども。職場として活動できる環境を整えられた状況をつくるということだと考えます。

○下地康教委員 駐在員は、駐在所ではなく、単なる事務所で仕事していたという理解でよろしいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 行政組織上の駐在所というのはございませんので、駐在員が現地で活動する際の拠点として事務所を置いているということになります。

○下地康教委員 おかしくないですか。駐在所を設置しないで、規則上、事務所だけ置いて、そこで活動しなさいよというのは、大丈夫ですか。この職員の、身分であるとか安全であるとか環境であるとか、そういったものを考えた場合は、ちゃんと駐在所というものをつくって、そこを事務所として活動拠点としてやるのが本来の姿ではないですか。どうですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 県の組織として、出先機関という意味でしっかりとした事務所をつくるというのは組織としてしっかりつくることもちろんできることはできるわけですが。それには先ほども質疑がありましたとおり、出納員を置くとか、そういう意味でもっと体制を強化した形で設置することになりますので、それよりも少し簡易な形で、職員が現地に駐在をして、沖縄県の仕事をするという制度もありますので、その制度に基づいて、ワシントン駐在もそうですし、他の地域にも同じように駐在の形で活動している例がございますので、そういう意味では、制度としてはそれほど特別なことではないかと考えています。

○下地康教委員 駐在事務所は設置すると言いましたよね。そうになっていますね。先ほど私の質問の中でも、駐在員の事務所というふうな答えをいただきました。なぜですね、この駐在所というものをつくらなかったのか。こういった外交問題も含むような重大な業務を行うにあたって、なぜ駐在所というものを、つくらなかったのか。これ重大なことだと考えるんですけれども。逆に言えば、先ほど答弁で簡易なという言葉も出ましたね。この業務は簡易の業務ですかね。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えします。業務の内容としてももちろん簡易な

業務というものはないと思いますし、重要な業務をしてもらうために、駐在をしてもらいますので、少し説明が不足だったかと思いますが、それと実際にその組織として出先機関を置くかどうかというのは別の判断といいますか、いうことになるかと思います。

○下地康教委員 これは、組織の判断というよりは、これはですよ、要するに県民に対する説明が必要なんです。要するにこれだけの予算、県費を使って、しかも単独ですよ。そういった、その重大な業務というような説明をしているにもかかわらず、この取組体制というのが、全くもってこの契約書を見る限りお粗末だと。これで県民に対して説明ができますかね。

○玉元宏一郎基地対策課長 答えします。ワシントン駐在の活動を支援するための、様々な支援、またそれにかかわる経費を、現地で執行するための方法としては、今現状沖縄県としてはこの委託業務を実施しているわけですが、委託業務の内容が不足なのではないかとか、もっと改善すべきではないのかという御指摘は、真摯に受け止めますけれども、少なくともこの10年間いろいろな御指摘いただいている課題もたくさんあるわけですが、現地で10年間行った駐在は活動をしっかりしてきたと思いますし、それに対する支援をある程度一定程度はしっかりできてきたかと考えております。

○下地康教委員 こういう取組、駐在所を置かないというような取組は非常に現地の職員としてもですね、非常に戸惑っていたというふうに私は思いますよ。なので、職員の使い方、業務をする状況、環境、皆さん方はもうちょっとしっかりとやっていくべきだというふうに思いますよ。だからその準備が足りなかったというふうに思いますね。それともう一つですね、この事務所の設置、この事務所はどこにあるんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 米国のワシントンD Cの中にございました。

○下地康教委員 住所は、場所を特定するようなものがありますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 すみません、今ちょっと手元にすぐ出てきません。最新の住所は今手元になくて、最終の住所、1度少しだけ引っ越していますので、まず最初の頃の住所も持っています。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部が資料の確認をした。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 事務所の所在地ですけれども、1101コネチカットアベニューNWサイト450、ワシントンDC20036という住所がございます。

○下地康教委員 これは事務所を閉鎖するまでその住所って変わっていませんか。

○玉元宏一郎基地対策課長 住所としては変わっておりません。

○下地康教委員 ワシントンDCオフィス社の住所は何番でした。

○玉元宏一郎基地対策課長 先ほど申し上げた住所と同じでございます。

○下地康教委員 それでは皆さん方がワシントン駐在所を置かなかった、要するに事務所として設置したと。その設置したものは、ワシントンDCオフィス社と同じ住所だったんですね。

○玉元宏一郎基地対策課長 同じ住所でございます。

○下地康教委員 これは株式会社に駐在員の方が、ワシントンDCオフィス社、そこには、この駐在員しかいなかったんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 ワシントンDCオフィス社には駐在員がおりまして、現地採用職員も雇用されている時期がございます。

○下地康教委員 現地採用職員は誰が採用されているんですか。雇用しているんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 ワシントンDCオフィス社として雇用しております。

○下地康教委員 駐在員とワシントンD Cオフィス社が採用された職員は、これ別物ですよ。

○玉元宏一郎基地対策課長 ワシントン駐在、県職員の身分も併せ持って、現地に駐在しているワシントン駐在員と、現地で採用されてる職員は別の人でございます。

○下地康教委員 それでは、皆さん方、県は駐在所を置かずに、県の駐在員はワシントンD Cオフィス社に間借りをしていたということですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 ワシントン駐在の職員は、ワシントンD Cオフィス社の役員も兼ねて、2つの身分を併せ持っておりますので、間借りというよりはワシントンD Cオフィス社の役員としてもいるし、沖縄県の駐在としてもいるということになります。

○下地康教委員 これ、兼業許可はされているんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 営利企業従事許可を取っているということになります。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、いつ兼業許可を出したのかと確認した。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

玉元宏一郎基地対策課長。

○玉元宏一郎基地対策課長 県の考え方としては、営利事業従事許可を取ることがいわゆる委員がおっしゃっている兼業と同じ意味になるのではないかと考えます。

○下地康教委員 要するに、県の職員として、ワシントンD Cオフィス社の業務を行うという、これ命令、要するに、指示というかその許可は県から出ているんですかってことですよ。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えします。今申し上げたのとちょっと重なりますけれども、ワシントンDCオフィス社の役員として勤務するための営利企業従事許可を、当初取れてなかったわけですが、今は取っています。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、下地委員から令和2年までの許可はどうだったのかと確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 令和6年12月に営利企業従事許可を、当時の駐在職員は取ったということでございます。

○下地康教委員 私がですね問題にしているのはですね、要するに、平成27年の委託業務から令和6年まで、要するに注意するというような話があるんですが、それまでに兼業許可というのが取られていたのかという話です。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員がおっしゃっている期間については取られておりませんでした。

○下地康教委員 それでは平成27年から令和6年まで、駐在員の方は、何の許可もなしに、よく訳の分からない事務所に、机を置いて仕事していたというふうにしか私は理解できないんですが、この理解は間違っていますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 まず駐在員として発令を受けて、ワシントンDCに赴任をしておりますけれども、その上で、現地の状況としては、現地に法人があって、それはワシントンDCオフィス社という法人があって、そこの役員も兼ねる形で、在籍をしていたと。そのような状況があったということを、令和6年10月に、私どもも、議会の指摘も含めて判明をして、その状況を是正するために令和6年12月に、様々な手続を取ったということでございます。

○下地康教委員 要はですね、平成27年当初から令和6年度まで、その正式な手続を取らずにですね、無作為なそのやり方でこの業務が進められていた。皆

様方は、その業務そのものは、沖縄県民のために、沖縄県のためにやっている
と、そういう主張もしているんですけども、やはり公務員である以上は、こ
れ公金を使っていますからね。それがしっかりと説明できるような手続が取ら
れていなかったというふうに私は理解をしているんですね。この理解が間違っ
ていますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 平成27年から令和6年12月までの間は、地方公務
員法に基づく営利企業従事許可は取られていなかったということでございま
す。

○下地康教委員 その手続が取られていなかったということは、不適切な業務
がこれまでずっと続いていったというふうに私は理解をします。次ですね、再
委託はですね、平成27年、つまりワシントンコア社との契約がスタートをした
ときに、クラカワー氏と再契約があったというふうになっていますね。これは
皆さんの主張はそれでよろしいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 我々予算執行の根拠として持っている委託契約の
中では、再委託の申請があってそれを審査をして許可をしております。

○下地康教委員 クラカワー氏は、参考人招致のときの証言では、直接、県と
委託契約を結んだというふうに主張しています。委託契約を結んだというこれ
は確認は取れていますか。県は。

○玉元宏一郎基地対策課長 現地の駐在員が弁護士事務所との契約書にサイン
をしたということは確認を取っております。

○下地康教委員 それでは、要するにワシントンコア社との契約もしながら、
再委託というような業務も進みながら、別にクラカワー氏と県は、また独自に
契約を結んだという形になるというふうに私は理解するんですけども、それ
でよろしいですかね。

○玉元宏一郎基地対策課長 先ほどからも申し上げているその予算の執行の根
拠となる委託契約の場合は、直接の委託先のワシントンコア社から再委託とい
う形で手続が取られていると、そういう状況だったというふうに御説明してい
るところです。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、下地委員からクラカワー氏との契約内容について確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 米国の現地で、当時の駐在員がその事務所と契約をして作業しているというのは、分かっておりますし、それが県と、その個人ではなくて県との契約に当たるということは分かっております。

内容についてはですね、先ほども少し申し上げましたけれども、弁護士サービスをするための時間単位の単価が書かれていたりとか、期間は定めなくされているものの中で、その弁護士から受けられるサービスの内容を説明した内容というふうに考えておりまして、期間の定めなく、また単価を示しているだけなので契約額そのものが確定しているものではないので、我々から予算を執行するに当たっては、もう一つの根拠となる委託契約のほうの流れで予算を執行しているということでございます。

○下地康教委員 私が見ると、このやり方というのは二重契約に見えるんですね。要するに、再委託でその後、クラカワーさんとの関連の業務を再委託でやっている。さらに別の——別のというか要するに、同じ人とですよ、同じ人と県は、また契約を結んでいる。そう見るとですね、これ二重契約だというふうに見えるんですけども、これどうなんですかね。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員おっしゃるような混乱するといいますか、誤解される面がありますので、これが本来適切な手続だったかというところは、必ずしもそうではないと思っております。本来はですね、県が直接、弁護士事務所と契約するか、単独で、契約して現地の契約はせずに、それをするか、もしくは、ワシントンコア社のような会社と弁護士事務所が共同企業体として契約をする、沖縄県と契約をする、そういうような手続が本来あるべきだったろうというふうに考えます。

○下地康教委員 今、説明では、本来あるべき姿ではなかったというふうな理解でよろしいですかね。

○玉元宏一郎基地対策課長 弁護士事務所の直接的なクライアントは県であるべきであったというふうに認識しておりますので、そういう意味では、先ほど申し上げたような方法が、本来あるべき姿だったというふうに思います。

○下地康教委員 それでは、なぜそもそもそういった二重契約と誤解されるような状況があったのか。なぜそこを契約しなければならなかったという状況があったはずなんですけれども、それはどういう状況だったんですかね。

○玉元宏一郎基地対策課長 まず県側のほうの目線から見ますと、県としてはワシントン駐在の支援は、この委託業務一本で対応しているつもりでしたので、直接の委託契約先と再委託という関係性の中で、弁護士に対して、サービスを提供してもらうことで成立しているという認識だったわけなんですけれども。米国内の現地では、法律事務所は、沖縄県と直接契約をすべきだということで、駐在職員とサインをしてしまったということが、当初の頃、分からなかったということです。

現地で行われたその契約書については、この作成目的については、職業倫理上のものである、つまり弁護士等、何でしょうか、弁護士としての職業を確立し、正確に行うことが必要であるということと、弁護士と依頼人関係を設定するものであると。契約書における依頼人は弁護士の役務の恩恵を直接受けるものであると。すなわち沖縄県またはDCオフィス社であることということを明らかにするためのものであるというふうに説明がされております。

○下地康教委員 先ほどの答弁では、このような再委託、また、直接契約が同時に行われたという形に関しては、要するに不適切といいますか本来あるべき姿ではないという答弁をいただきました。しかし、これは準備不足というふうにあったと私は考えますよ。しかしながら、やはり皆さん方の業務というのは、しっかりとした法的根拠に基づいた業務を遂行しなければ、これ納税者に対する説明ができないんですね。ということは、今まで平成27年から令和6年までで、納税者に対する説明ができなかったということなんですよ。私からするとですね。それは非常に反省してもらわないと困ると。またそれをどういうふうにして、皆さん方が改善していくのか、また、どういう形で責任を取っていくのか、それはしっかりと県民の皆様が、納得するような形を持っていかなければならないというふうに思っています。私最後に、質問です。

ワシントン事務所職員の給与、試算についての資料が手元にあるんですけれ

ども、平安山所長、それと山里副所長ですか、それはその給与体系ではですね、どういうふうに当たりますかね。どのランクですかね。例えばこれでは、所長だと参事監クラスとか、参事級とか副参事級とかありますけれども、平安山さんと山里さんのあれは、どのレベルですかね。

○玉元宏一郎基地対策課長 今名前が挙がった平安山と山里については、平安山は参事監として部長級、山里は主幹ですので班長級ということになります。

○下地康教委員 平安山さんの場合は、参事監、部長級。これには部長ってないですよ。参事監級とあるんですけれども、それでよろしいですかね。参事監級ですね。山里さんに関しては、これは主幹級になるんですかね。主幹級。分かりました。

この給与表を見ると、その月額給与と、それと外国勤務手当というのがありますね。この外国勤務手当というのは全ての職員に対して当たるというふうになりますけれども、そうしますと、これは月額の給料プラス、外国勤務手当というのがつくということです。そうしますと平安山さんの参事監級、部長クラスというのは、これと合わせて、合計すると、年収がですよ、年収、手当も含めてね、1600万円から2400万円までとあるんですけれども、平安山さんってどのぐらい給料があったんですかね。

○仲村卓之人事課長 お答えします。個々の職員の個人情報に属する情報ですので、公表することはできないかと考えています。

○下地康教委員 確認ですけれども、1690万円、要するに約1700万円から2400万円の間という理解でよろしいですね。

○仲村卓之人事課長 回答は差し控えさせていただきます。

○下地康教委員 いや、回答じゃないですよ。そう書いてあるんです。そういう理解でよろしいですかと聞いているんです、私は。

○仲村卓之人事課長 お答えします。初代の所長とかどうかではなく、参事監級で赴任する場合は、これぐらいの給与と外国勤務手当ということでその幅の間で合っているかと思います。

以上でございます。

○下地康教委員 もう一人の副所長、主幹級ということですが、彼の合計収入が1270万円、およそから2000万円というふうになっていますけども、そういう理解でよろしいですか。

○仲村卓之人事課長 お答えします。これも特定のどなたかということではなく、その職位で赴任した場合はその範囲になるかと思います。

○下地康教委員 これだけのですよ、我々、沖縄県民の普通の感覚からすると、公務員ですよ、もちろん外国手当、外国で生活するのはもちろん大変なことでありますけれども、この2000万円ぐらいの年収があって、駐在員として、外国に行って、駐在所がないというのはどういうことですかね。これだけの手当、給料を県が払って仕事してくださいよと言いながらですよ、駐在所がなかったというのが、私には理解できない。これなぜですかね。どう思います公室長。どう思いますか。

○溜政仁知事公室長 それぞれの給与につきましては、法律等に基づいて、支給されているわけでございます。それと、駐在員の事務所等についても、今回は、事務所の設置ではなくて駐在としての派遣でしたので、駐在所というのは置いていないということでございます。それが、外国勤務手当が高い高額だから、事務所がどうかというのは別の話になると考えております。

以上です。

○下地康教委員 いや、私が問うているのは、これだけの給料、これだけの重要な役割を持ってという意味ですよ。高額なんですよ。それだけの仕事をしてくださいよってことなんですよね。

それを命令を受けた人が事務所もない、その中で仕事しなさいよというような感覚は、私には到底考えられない。これは正直言いまして、命令を受けた職員でもですね、これはもう大変なことです。事務所もない。駐在所もない。駐在所もないということは、それこそ会計に関する出納を関係の人も置けない。そういう状況の中で仕事しなさいよというのは無謀ですよ。そういったことをやってきたということを、皆さん方本当に、これからの職員のためには、相当反省しなければならないですよ。職員がかわいそう。それをしっかりと、イメージしてこれからの業務にしっかりと遂行するようにお願いして質問を終わります。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 申し訳ないです。何度も同じような質問してごめんなさいね。

このワシントンの問題は、もちろん最初の入り口から皆さんの意思が伝わっていないということと、それからDCオフィス社の設立手続そのものが瑕疵があったというところなんです。この一連のこのワシントン事務所の問題を、皆さん、どのように捉えているか、これこれこれが問題で9年余り以降を走ってきました。それでこういうことをして是正しましたというところで、追認すとか、治癒というようなことを、せざるを得ないような状況を生んできたわけなんですけれども。まず、どういった問題を抱えてきたかというところは、皆さんどういう認識でいらっしゃいますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 これまで一連の問題に関してはですね、リスク発現の要因というのを報告書の中で整理をしております。まず、事前の検討不足。その次に、関係者間のコミュニケーション不足。また、委託先とのコミュニケーション不足。また、本庁とワシントン駐在との、コミュニケーション不足など。また、関係法令の理解不足。組織体制の脆弱さなどが要因として挙げられておりまして、再発防止策のための教訓として、前例の少ない新たな取組を行う際には、未知の課題やリスクがあることを意識し、積極的な情報収集、事前に十分な検討を行うことすとか、管理者が業務の性質を適切に把握して、それに見合った職員配置を行い、組織体制を十分なものとするなどのことを掲げております。

以上です。

○仲宗根悟委員 これまでの参考人ですとかいろいろ話を聞いてみますと、そのワシントン事務所の役割ですとか、位置づけという認識かというふうに聞いたときに、これまで県が設置をしている海外事務所と、同レベルで見ていたというような答えがきたわけなんですけれども。この問題が発覚しないうちは、皆さんも同じような認識でこの海外事務所というような認識でおられたのかどうかですね。

その辺はいかがでしょうかね。

○玉元宏一郎基地対策課長 ワシントン以外のほかの海外事務所についても、

県の組織規則上は駐在という形で現地に行っているという意味では、同じような位置づけになっておりましたので、似たような立場かなというところがまず前提にあったかと思います。

○仲宗根悟委員 それで所管が、通常ですと商工、観光、ところがこのワシントンに至っては、特別な事務所だということもあって、知事公室長が所管をするという点は皆さん、どこか違うよねというような認識だったと思うんですよ。先ほど皆さんからも準備不足だったのではないかということですか、あるいはコミュニケーション不足にしてみたら、これはもう内部統制の問題にも行き着くのではないかという話であるわけなんですけれどね。

我々が、議会でもですよ。条例をこしらえようとするときにも、法制係という方が、やはり係がいて、法律に詳しい条例に詳しい方々のアドバイスをいただきながら、練り上げていくんですけれども。ワシントン事務所の設置が初めての状況をつくると。知事の訪米ですとかいろいろ事件・事故が多いさなかの中で、拙速にこういったというのが、検証委員会の中からも報告されていますけれども。先ほどお話もあったような準備不足という点では、知事公室が所管をする。それから、委託業者がいらっしゃる、委託業者のほかの法律会社がいらっしゃるという点では、どういった法律が関わるのかという検証しながらやはり、進めるべきところだったのかなと今考えたらそう思うんですよ。そこまで県がやはり用意をしながら慎重にこの契約ですとか、いろいろこうやらなければいけないというところ、どこから気づかなくてはいけないようなことがあったと私は考えるんですよ。その辺については、報告書にあるとおりですね、全然気づかなかったという点で非常にちょっと私も疑問に思うのが、初めてのケースだとそこにいろいろ関わってくる。それをもっと検証しながらちゃんと、法律を理解しながら契約をするとか、あるいは弁護士に頼むとかですね、そういったのがやってしかるべきだったのかなと思うんですけども。その辺については皆さんいかがお考えなんでしょうかね。

○溜政仁知事公室長 お答えします。仲宗根委員おっしゃることはもう本当に、おっしゃるとおりだと我々も思っております。結果として当初、いろいろ業務があったとはいえ、やはり何らかの法人を設立するということになった時点で、ちゃんと駐在と本庁は協議をしてどういうことが必要かというのは、進めるべきであっただろうというふうに思っております。そういうことが当初で具体的な話に至らず進んでしまったということが、今回様々な問題、疑念につながっているということで大変反省をしているところでございます。

○仲宗根悟委員 県で、県そのものがですよ。もちろん知事公室含めてそうなんですけれども、県そのものが、言えたものって言ったらおかしいですよ。ですけれどもね、気づかされたこと、これからやはり今後あるべき姿というんでしょうかね。その辺をこの問題で、たくさん学ばれたというふうに思うんですよ。その点について、今後どうあるべきか、どういう姿を描くべきかというところはあろうかと思うんですけれども、最後にそれをお聞かせいただけないか。

○溜政仁知事公室長 我々も様々な検証をさせていただいて、先ほど課長が言いましたコミュニケーション不足、あるいは法令の理解不足等の指摘を上げさせていただいたところです。これについて知事からのコメントといたしますか、職員向けのコメントの中でも、例えば、教訓として前例のない新たな取組を行う際には、未知の課題やリスクがあることを意識し、積極的な情報収集、事前に十分な検討を行うこと。管理者が業務の性質を適切に把握して、それに見合った職員配置を行い、組織体制を十分なものにすること。委託先と十分なコミュニケーションを図り、委託業務として行われているものであっても、県の意思決定を行う必要が生じることを意識すること等々に注意喚起を図ったということでございます。

○仲宗根悟委員 また知事からもしっかりと伺いましたけれども、この問題は、最初のボタンの掛け違いと皆さんおっしゃいますけれども、やはりなすべきこと、やるべきことを怠ってきたというのが、やはり最大の大きなこの県政に課題を残してきたんだというふうに思うんですよ。それで、自ら調査検証委員会を立ち上げて検証委員会に委ねながら意見を求めてきた。その結果としてやはり閉ざさざるを得なかったと、開けられないというようなことに至ったと思うんですよ。しっかりそのことは皆さんからおっしゃる課題をですね、一つ一つまた皆さんも検証しながら、いい方向にできるのであれば、いい方向に導くのであれば、私はいい結果がまた出るのかなと思ったりもしますが、しっかりと反省をしながらですね、前に進んでいただきたいなというふうに思います。以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。ちょっと確認をしたいことが幾つかありまして、まず午前中にですね、再委託の件で、通常であれば年度末に再委託契約をします。ただその年度末ちょっとバタバタしていたので、確認を後ほど行って契約をする。遡って、その確認をするというような答弁があったかと考えるんですが、この件について、通常、再委託契約というものについてですが、再委託というのは本来の契約でないわけですよね。委託をして、本来ならばその委託事業者がしっかりと行くと。ただそこでどうしても業務の遂行ができないので再委託をする。だから、再委託事業者に関して、沖縄県に事前に申請をして確認をした上で、再委託を行うというようなことだと考えますけれども。それで今現在、先ほど2本の契約が走っているということもありました。また再委託についての決裁がされて、実は契約がされていないということも、先ほど分かっていますけれども。これも午前中にも伺った話ですけれども、事務決裁手続がされればよいという認識で、もしくは1度再契約をするというようなお話だったかと考えるんですけれども。まずはその事務決裁手続がされたのかどうかということについて確認をさせてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 今再委託のことでの御質問だと思いますけれども、事務決裁手続ということだと我々が持っている委託契約の中で再委託をする手続は、委託事業者から再委託の申請を受けて、審査をして許可をするという手続でございますので、それについては行われているということでございます。

以上です。

○新垣淑豊委員 行われているんですね。ありがとうございます。

行われていて、なおかつ県との直接の契約もあったということであるかと思います。では、この法律事務所に対しての支出についてですけども、その直接契約なのか、それともその再委託なのか。これどちらを根拠に支払いをされたのかというのを教えていただけますか。

○玉元宏一郎基地対策課長 県の予算執行の根拠となる契約は、ワシントンコア社との委託契約でございますので、その契約から再委託をしているというその流れの中での支払いが根拠となっております。

○新垣淑豊委員 分かりました。ありがとうございます。

先ほど徳田委員の質疑の中で、クラカワー氏との契約の解除がまだされてい

ないというようなお話でありましたが、これに関しては、例えば、日本でいうと、顧問契約、顧問の弁護士等々が支払われることがありますけども、そういった支出というものはされていないのかどうか、教えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 先ほども少し申し上げましたけれども、この弁護士との契約は、相談料が時間単位の単価が示されておりまして、弁護士に相談をしたり、助言を求めたりする時間に応じて、請求が出て参りますので、今その相談自体をしておりますので、その請求自体がないということでございます。

○新垣淑豊委員 ではこれをクラカワー氏とのいわゆる解約ですね、これも今後進めていくという認識でよろしいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 速やかに文書で通知をする手続きを取りたいと思っております。
以上です。

○新垣淑豊委員 お早めをお願いいたします。

もう一つ、ちょっと気になったのがありまして、平安山所長の証言の中で、先ほど仲里委員からもありましたけれども、その申請の中で15万ドルの給料を支払っているというようなお話の中で、参考人だったか証人だったかのときに、いやいやこんなのもらっていないですよというようなお話があったんですけれども、それは本人は、もらっていないと。県はそれぐらいの金額を払ったかどうか公表できませんというふうになっているんですけれども、とはいえ申請書の中にはそういった掲載がされているわけですね。これについて、そごがあってはいけないと思うんですけれども、これ実際どうだったんですかね。

○玉元宏一郎基地対策課長 先ほど人事課長からお話ありましたとおり、個人の給与についてはお答えを控えることになるわけなんですけれども、申請書に数字を入れているわけですので、単に書いているわけではなくて、何らかの根拠を持って、書いているのではないかと思います。

○新垣淑豊委員 そうですね。やはりそこがあっての申請なんですけれども、なぜ本人は15万ドルなんかもらっていないよというふうにおっしゃったのか、ちょっと私これが気になっています。

続きまして、ちょっと気になっているのが飲食費というところなんですけれども、この飲食費に関して、例えば本庁勤務の方、もしくは例えば沖縄県から東京事務所、大阪事務所そういったところへ異動する。そこで勤務されている方ですね、これ、例えば東京であれば官僚、もしくは東京であればその事業者の方、県人会の方、様々な方いらっしゃいますけれども、そこで飲食を伴った情報収集とか意見交換というものを可能なのかということと、可能であればその支払いに関する根拠はどういったものがあるのか。それを教えていただきたいと思います。

○玉元宏一郎基地対策課長 食糧費の執行については、平成7年に総務部長からの通知で、食糧費の適正執行についてという通知が出ておりまして、その中では、食糧費の適正執行指針というものと、その指針に基づいての基準みたいなものが示されている数値が別途あるんですけれども、その中では、執行にあたっての基本的な考え方というものは、食糧費は行政執行上の必要性から実施される各種会議、式典、懇談会等に付随して費消される経費であり、特に懇談会等については各種の事務事業が円滑に推進され適切な行政運営が図られるための情報収集、意見交換を行う場合に限って認められるものであると、接待目的とした会食いわゆる官官接待を廃止するものとするというようなことが、基本的な考え方の一つとして書かれておりますので、その指針に沿って、また別途基準、金額的な基準もありますけれども、それを踏まえながら、職員は食糧費の必要があれば執行しているということになります。

○新垣淑豊委員 これは例えば東京事務所、大阪事務所でも同様に利用されているという認識でよろしいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 この指針の適用範囲は、県内もそうですし東京事務所、大阪事務所もそうなのだろうと考えます。

○新垣淑豊委員 飲食費に関してなんですけれども、実は、たしかこれ調査活動費の中から捻出をするということが、メールのやり取りとか、いろいろなものから出ておりました。その中で、初代所長の飲食についてなんですけれども、これ全て業務目的であったというふうに認識をしているのかどうか。これはちゃんと、その相手先も含めてしっかりと確認が取れているのか。先ほどおっしゃっていたその指針に関して、例えば金額的なものをそれはしっかりとクリアできているのか、そういったことについて教えていただきたい。

○玉元宏一郎基地対策課長 委託料の精算につきましては、領収書等で金額を確認できるものであるかですとか、委託業務の目的に沿った使途であるかなどを検査して、確認できたものについて支払いを行っております。ワシントン駐在活動事業費の委託についても、いわゆるこの食糧費に相当するような経費についても、同様の検査確認を行った上で支払いを行っているということでございます。

○新垣淑豊委員 例えば金額的なものですね。もちろん、少し低価格のときもあれば、高価格のときもあると。例えば、大きいところでいうと、駐在2名と、県議会スタッフで約4万円ほどというところもありますけれども。アメリカでの上限というのは、幾らぐらいの設定だったんでしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 上限については、先ほど申し上げた総務部長通知に基づいての執行指針とか、上限の基準、執行基準額というのがございますけれども、それを見ますとですね、その中にアメリカという区分は実はありませんけれども、今現在参照できる基準はこれだけだということです。これで見ますと、県内、県外分かれておりまして、これを県外として当てはめた場合ですね、知事三役は、夕食でいうと1万8000円、部長級だと1万2000円、課長級だと9000円と。ランチですね、昼食については、知事三役は7500円、部長は6000円、課長は5000円と、そういうような基準額が定められております。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。その範囲の中に組み込まれているということかと思いますが、若干オーバーしているところも見受けられるかと考えています。その辺はやはり出納関係がしっかりと現地で確認をされていなかったところだと思いますので、この辺はまた今後しっかりとやっていただきたいなと思っております。そして2016年1月19日の会食に、委託事業者の会社の社長が同席しているというお話ですけれども、これは事実でしょうか。

○玉元宏一郎基地対策課長 2016年1月19日の会食の件ですけれども、その後に2月8日付で沖縄県のほうに駐在から行われた業務報告においても、委託事業者の社長を交えた意見交換について報告されておりますので、会食に同席されていたのは事実だろうというふうに受け止めております。

○新垣淑豊委員 契約関係にある事業者との会食ですね。委託事業者が同席す

る必要性ということについて、またこの件については適切であるのかどうかということについて、見解をお聞かせいただきたいと思います。

○玉元宏一郎基地対策課長 委託契約の関係にある事業者との会食について、適切と考えるかということだと考えますが、契約関係のある事業者との会食が、一律に規定上禁止されているわけではありませんけれども、沖縄県の職員の倫理規定、また、その他関係の規定に則して適切に判断していくべきものだというふうには思っております。

○新垣淑豊委員 この会合の中で、会食の中で、例えば次年度の仕様書とか、次年度の業務内容とかは、こういったものの調整というものが行われているのであれば、それこそある意味、入札とはいえ現地での業務を遂行する会社が、そこに関わってきたというふうになるかと思うんですね。なので、先ほどおっしゃっていたように、いろいろな環境があるかと思いますが、これは私はちょっと不適切だったのかなというふうには感じております。ここ会食という場ではなくてしっかりとした事務所で打合せ、こういったところで十分だったのではないかと考えております。この時点での、もちろん仕様書とか業務内容の調整ということについては特段なかったと考えてよろしいですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 今、御指摘あった1月19日の面談については、主に同席している有識者から知事訪米で目指す成果などについて意見を伺う場ということで設定をされておまして、委託先は知事訪米に係る業務を行う立場で同席していたものということで認識をしております。御指摘、懸念なされることはもっともだと思いますけれども、そのようなその仕様書とか業務内容の調整を示唆するような記録等は把握されておきませんので、なかったというふうに考えております。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

今回先ほどね、報告があったということですが、この案件ですね、公正な契約の公正性を損なうおそれがあるというところが一つと、やはり契約ですね、私も、この間の議会質問でも指摘させていただきましたけれども、例えば契約を国内企業にするのか国外企業の企業にするのか、こういったところにも影響するのではないかというふうなおそれがあると思っていますので、この点もしっかりと確認をしていただきたいと思いますというふうに思っております。

私が今確認したいのはこれで以上になります。ありがとうございました。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありますか。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 最後ですね。午前中から聞いて皆さん同じことを言っているんだけど、ちょっと腑に落ちないところがあるのでもう一度確認させてください。弁護士との契約なんですけれど、権限が付与されていない平安山さんが契約書にサインしている。これは有効なのか。ここは明確にしたほうがいい。有効と試してみたり、結果オーライだからいいみたいな答弁が答弁があるんですけど、これ有効なのかどうか。

つい最近、解約の意向を示しているというんですが、有効と見ているのかどうかなんですよ、この契約自体が。これ知事もちゃんと調べて答弁しますと言ったんですよ。この件について。権限がない個人が契約をした。それが有効なのかという話ですよ。クロカワさんはそれを言っている。有効だと彼は信じて、その業務をずっと9年間やってきた。これ有効なのかどうか明確に言ったほうがいい。

○玉元宏一郎基地対策課長 午前中も少し申し上げましたけれども、今回の件はその当時の駐在がサインをしたという状況なんですけれども、一般的に言えばですね、権限がないものが沖縄県として締結した契約については、沖縄県として無効を主張し得るものだと考えておりますけれども、その上でのことですが、今回、平成27年4月に、当時の駐在が米国の弁護士事務所と締結した契約については、まず弁護士事務所は駐在職員に権限があると信じて締結をされていたこと、また、実際に弁護士事務所から県に、法律的な役務は提供されていること、また弁護士事務所の正当な権限を有するもの、弁護士事務所側が署名をしている。また、契約当事者である県と弁護士事務所との間で契約の効力について、争いがないというようなことを踏まえると、県が契約の無効を主張する必要性は乏しいというふうに考えているということでありましたが、しかしながら本来は、事務決裁規定に基づいて統括監または課長が専決した上で、県側の名義は知事名として、公印押印して契約を締結すべきであったというふうに考えております。

○西銘啓史郎委員長 ちょっと休憩いたします。

(休憩中に、委員長から明確に答弁するようにと指示があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 お答えします。県として、無効を主張しうる状況であったと考えますが、今の状況、契約締結の状況などを踏まえると、その無効を主張する必要性は乏しいと考えているということでございます。

○大浜一郎委員 すみません。だからこれ有効なのか無効なのかということですよ。

○玉元宏一郎基地対策課長 米国内では有効に機能しているということになると思います。

○大浜一郎委員 すみません。国内的にはどうなんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 国内的には、県庁の側から見るとですね、権限は付与しない状態で、職員が契約を締結したということについては、問題があると思っておりますけれども、それは県庁側としては問題があるわけですが、米国の現地のほうでは有効に契約を締結しているというふうな考え方で……。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、契約は有効という認識なのかと確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

○玉元宏一郎基地対策課長 この契約は有効だというふうに認識をしております。

○大浜一郎委員 これはね、権限がない人が契約した、県の職員がやったらもう全て、結果に問題なければ有効になるというふうに理解されますよ、ここ。幾らでもあるからこんなの。そういうことにつながるということを考えて答弁しているんでしょうね。

○玉元宏一郎基地対策課長 もちろん、本来あってはならないことになるかと

と思いますが、これを一般化するというのではなくて、今回のケースについては、有効になっているということで考えております。

○大浜一郎委員 公室長、これちゃんと答えたほうがいいよ。今回の場合はとか、あのときの場合はという問題ではないんですよ、これ。

○溜政仁知事公室長 お答えします。県として先ほど課長が説明したとおりですね、弁護士との間等においては有効に、その契約が遂行されているという状況を踏まえて、この契約を無効にするという意思がない以上は、有効であるというふうに考えております。ただし、その取扱いといいますか、事務決裁規程に基づいて適切なものが署名をしなかったというところには問題があるというふうには考えているということでございます。

○大浜一郎委員 非常に非常にもう玉虫色というか、もういい加減な、これは判断だな。結果に問題なかったこの件についてだけは有効とみなすみたいだね、こんな行政判断がありますか。結果オーライならいいとかね。アメリカで合法だって日本でも合法でないと駄目でしょう、本来は。その点が非常におかしい。それともう一点、これからいきますけれど、このCコーポレーションはね、要するに、クラカワー氏は県が決めたと言った。県が決めたのは誰が決めたんですか。これは山里さんが決めたの。それ聴取したの山里さんですか。平安山さんですか。

○玉元宏一郎基地対策課長 昨年11月に公表した報告書にも記載しておりますけれども、現地時間の5月1日に現地法律事務所からワシントンコア社を介して、ワシントン駐在職員に対して3種類の法人の設立形態が提示され、同日、ワシントン駐在職員がワシントンコア社に対して、Cコーポレーションの形態で設立するよう回答したものであるということでございます。

○大浜一郎委員 だから誰、駐在員が決めたんでしょう。駐在員が決めたんですよ。ジャッジしたわけですよ。これを選びますということを駐在員が決めたんでしょうと、ここだけちょっと答えてください。

○玉元宏一郎基地対策課長 現地の現場の状況としては、現地の駐在員が回答したということでございます。

○大浜一郎委員 決定したということですね、回答したってことは決定したってことでね。その後に、県はそれを承認したと答弁したんですよ、玉元さんは。承認したと。これを承認したと。誰が誰の決裁をもって承認したの。選んだのは駐在員、これを承認したと言ったよ。誰が誰の決裁で承認したの。

○玉元宏一郎基地対策課長 現地の駐在がそういう回答をして、その結果としてCコーポレーションという形で法人が現地でできたと。そのことについての文書による意思決定がなされていなかったということが、まず一番起点となるというか、一番重要なところの問題点があると思うんですけども、それについては令和6年12月に、追認という形で正式に文書による意思決定をしたということでございます。

○大浜一郎委員 追認の話は聞いていませんよ。承認したと言ったんだよ。答弁したのよ、午前中。県が承認したと言ったんだよ。意思決定書類がないけど承認したと言ったんだよ。何でもかなと俺はずっと思っているわけ。だから要するに承認したって、玉元さん、あなた答弁したんだよ。だから、誰が承認したんだと、俺は聞いているわけ。チョイスしたのは駐在員かも分からないけれど。現地から報告があって承認したと言った、誰が承認したんだよ。決裁文書がないと言ったって、誰かが承認しているわけよ。彼はチョイスしただけでしょう。承認は誰がしたの。

○玉元宏一郎基地対策課長 その当時の、これも午前中なのか午後なのか、一度お答えをしたと考えますが、その当時、駐在職員何らかのその指示なり、承認をしたかどうかということ、確認できる情報というのは、我々もいろいろ調べておりましたけれども、それは得られておりませんので、そこははっきりと分からないということでございます。ですが実際、法人はできておりますので、その状況については、令和6年12月に追認をしたということでございます。

○大浜一郎委員 だから文書決裁の不備の理由がね、駐在員が決めたけれどもこれを報告したけどそれはそのままになっていて、県としては何も認めていないということになるわけよ、県は。選んだだけだから。これどういうことが分かりますか。全てが根底からもうひっくり返るという話よ。全てが。何のためにこの10年間お金を費やしてきたかっていう、これ根本が問われる問題になるんですよ。この不備、決めた報告があって報告はなしと言っているけれども、誰かが承認しているわけですよ。山里さんが全て承認して、これオーケーとい

うことにならないでしょう。権限持っていないんだもん。であるならばそこで、決裁文書がないとかいってこの法人の件が含まれなかったというのはほったらかしにしておいてね。進言もあったにもかかわらず、これ対応してこなかったの皆さんですよ。これだから何の会社があって、これも根本からもうひっくり返る話になってしまうよ。支出行為が全て違反になるよ。人件費で違反になってしまうんですよ。ここをきちっとしないと。全てが。ここをちゃんと考えて答弁しないと。分かります、意味。承認したと言ったんだからだから私は承認、誰がしたんだと聞いているわけ。ここははっきりしてください。ちょっときちっとしてくださいよ。

○玉元宏一郎基地対策課長 委員がおっしゃるように、私の答弁の中で承認したというふうに話したところが、ちょっと私が明確にどの場面でそれを言ったのかというのか分かりませんので、それについてはお答えが難しいんですけども、少なくとも、本来はワシントン駐在職員、または本庁職員が起案をして文書による意思決定に基づいて、そのときの回答もすべきだったというふうに考えております。文書による意思決定が行わないまま設立するよう回答したということについては、事前の検討不足、コミュニケーション不足などがあったというふうに考えております。

以上です。

○大浜一郎委員 これコミュニケーション不足とかいろいろ言っているけれど、結局根本的にこれが成り立っていないという話にも、結局なるわけですよ。これが成り立っていないということなわけよ。

いろいろと聞いてきましたよ。支出のほうでも聞いたけど、僕は今日の話聞いていても全然根本になっていないから。これって根本からひっくり返っちゃうのではないかと、ずっと答弁聞いててずっと思っていた。

だからこれものすごく大事な問題ですよ。だからその真相解明が全くできていないんですよ。だから、これ非常にこの問題の根幹を県がまったく把握していない。分からない。ほったらかしにしたツケがここに来ている。これもだから根本からこの事業自体がひっくり返ってしまうのではないかと僕は非常に怖い。もうこれずさん過ぎますよ。だからここはね。ウェブ会議できちっとやった人たち、山里さんがまだ現職でいるだろうけれど、みんなに聞いても知らないというわけよ。報告はなかったというけれども、承認をしたと言っている。進言しておかしいよといった進言が、Cコーポレーションの確認で本庁の中にあつたにもかかわらず、これを対応しなかった県がいた。だからこれCコー

ポレーが成り立っているのかって原因にもなるんですよ。だから組織図にも入っていないではないですか。ここが非常にとても根本に関わる問題ですよ。僕はだからこういうことが起きるからローリング、またローリングしてしまうわけ、この委員会が。ここでちゃんと答えられますか。今答えられなかったらどうします。もう一回やりませんか。

○溜政仁知事公室長 株式会社の形態に当たるCコーポレーションというものを設定については、当時の駐在職員と本庁側のコミュニケーションが十分でない中で駐在側が意思表示をして、それによって進んだということだと理解しております。

またウェブ会議についても、午前中お話ししたところなんですけれども、中心としては、訪米の話を中心になって、その前に法人の取得について進めているという話を、駐在のほうからしたということだったと認識していて、その中で具体的な話があったということは、やはり駐在等の発言等からも確認できていないところでございます。また、その支出等については、委託契約を結んでいてそれについては適切に処理をしていると。ワシントン駐在の活動についても、活動の目的が米軍基地、沖縄の米軍基地問題を中心とした沖縄県の情報収集、沖縄の情報収集、情報発信というものでありますので、それについても適切に行われていたというふうに考えております。ですので、当初の設立について十分な意思疎通、法令解釈等が十分にできていなかったというところが今回大きな問題であったというふうに認識しているということでございます。

以上です。

○大浜一郎委員 今の話聞くとね、違法な状態であっても、違法な状態がもう限りなく疑われている状況であってもね、結果的に県の業務の一環をやっているから問題はありませんねと。あなた方全て、結果オーライ理論になっていますよ。全ての解釈が。結果オーライ理論で物事を片づけようとしている。だから適正な手続とかね、時間のコストがかかるから、だんだん無意味だと言ってみたり、何かそんな答弁もかいま見られたので、ちょっと意味がないな、意味が分からないなと思って。これ公務員として、これ気概としておかしいでしょう、やるべき仕事ではないでしょう。

○溜政仁知事公室長 業務を適切にやっていたから、問題があった手続についてしようがないんだということを申し上げているわけではございません。やはり、当初の組織の在り方等については十分、本庁とも検討して、しっかりした

ものをつくるべきであつただろうと、反省をしているところでございます。一方で、その業務については適切に行われていたという説明を行っているものでございます。

○大浜一郎委員 もう根本が壊れてたからこれは適切かどうかというのはこれはもう、次のレベルのところで判断せざるを得ない状況まで持っていかなければ、分からなくなってしまうんですよ。

幾つか是正する機会があつた。その進言もあつた。何点かありましたよ、おかしいよねというような声。それも全部無視してそのままやってきたということが今の結果につながっているんですよ。今の質問、答弁がまことしやかに聞こえるけれど、これ根本があつての話ですよ。根本がおかしくなっている今現状を、僕は再認識しなければならないと思う。とにかく真相解明が全く県の中で、全くできていないんですよ。

今日も感想とか、そう思うとか、かもしれないとか、そういう答弁がちょっと多い。だから明確に、真相解明するためにはこうでした。ああでした。こういう間違いがありましたというようなことをあなたたち整理できていないんですよ、まだ。真相解明がしっかりできなかつたら責任所在の県ができますか。再発防止ができますか。この3点がやらなかつたら次のステップに行けないんですよ。僕らも真相解明するためにやっているの、なのでね、もうこれ間違っていたらもう一回やらなければいけないことになりますよ。

だからそこをですね、しっかりともう一度精査して、これ報告書の中でも新しい事実ができてきた場合にはこれ、アップデートするというふうに行っているんだから、どういうアップデートするのか。この3月までにとにかく間に合わせるのか間に合わせる、4月中にやるならやる。時期決めてきちっとやってくださいよ。まだメールも出てきていないですよ。あれも早めに早めに出して、我々また精査しなければならない問題も出てくる。あなたたちはあなたたちできちっと問題がどこにあるかというのを精査して我々に提供する。これが真相解明ではないですか。間違ったら間違つたと認めればいいわけよ。だからここをきちっとやりましょうよ。これをちゃんとやってください。

○溜政仁知事公室長 今、委員会から要求のあるものについては、鋭意進めさせていただいているところですので、まとめ次第、提出したいと考えております。一方、今回の問題について県としても、当時の駐在から話を聞くなどの調査を行った結果、その具体的な指示等が確認できなかったということで、現在の結論に至っているということです。

今回の問題については我々も深く反省をしておりますので、様々問題について、今後こういうことが二度と起きないように、適切な処理をしなければいけないという今後の方針というの、持っているということでございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

以上で、ワシントン駐在問題についての質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変お疲れさまでした。

休憩します。

(休憩中に、説明員退席。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

次に、証人尋問についてを議題といたします。去る3月13日の委員会では、証人尋問の取扱いについて、証人に証言を求める事項の提示も含めて、本日改めて確認して決定することを確認したところです。まずは、提案者から証言を求める事項等を含めて説明をお願いします。

○仲里全孝委員 ただいま配付している平安山氏への再質問事項なんですけども1、株式会社の形態を県として選択したことについて。2、ダニエル・S・クラカワー氏とのコンサルティングの契約の締結の経緯について。3番ですね、本庁への駐在活动に係る指示。これまでどのように県側から出張命令とか、旅行命令とかですね、発行されていたのか聞くため。4番、飲食代と含む調査活動費の実態、これ内容ですね、どういう権限で支出されていたのか。5番ですね、知事権限の代理認識、どのように本人は認識されていたのか。6番、ビザ申請及びF A R A登録の経緯について。当初は本人は、我々に対してですね、これは個人情報だからということで、まだ答弁をしておりません。L1ビザ、L2ビザというふうなものが出ております。全て公費であります。支出されているのはですね。その内容を確認するためですね。山里さんへの再質問事項について、1番、株式会社形態を県として選択したことについて。2番駐在活动に係る本庁とのメール、主に連絡調整経緯について。3番、D C オフィス社の

トレイジャー、財務役員としての職務執行について。4番も一緒ですね、飲食代を含む調査活動費の実態について。5番も同じ内容です。ビザ取得の申請及びFARA登録の経緯についてであります。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 それからこの件についての質疑、まずございますか。御質疑でも、御意見でもいいですから。御意見については、前回、会派の持ち帰りで上原委員からは、与党会派としては必要はないということで答弁をもらいました。野党側からは上げるべきだと。今日はこの項目についてということで、おのおの両名への尋問、再尋問の事項を挙げさせていただいております。

意見や確認とかございませんか。よろしいですか。

○西銘啓史郎委員長 はい。

仲里委員。

○仲里全孝委員 必要性があるのは、これこの項目に対しては、所長、当時の所長、副所長から正式な答弁をいただいております。両方ですね、当局とのやり取り、あるいはダニエル・S・クラカワー氏の証言がどうなっているのかというのは、これはぜひですね、本人に内容を確認したいと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 はい。ほかに確認、意見。

○大浜一郎委員 平安山さんにはこのダニエル・S・クラカワーさんとの例えば証人尋問の記録とかいうのは、理解されて来るのかな、どうなのかな。

(休憩中に、事務局から記録は送付する旨説明を行った。)

○大浜一郎委員 分かりました。

○西銘啓史郎委員長 ほかに、確認御意見ありますか。

○西銘啓史郎委員長 はい。

○比嘉瑞己委員 休憩中。個人情報もあるので、止めてもらっていいですか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、証人に出頭を求めるか協議を行った。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

ただいまから、証人尋問の決定について、採決いたします。

本件は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本委員会における証人尋問の対象者として、ワシントン駐在初代所長及び初代副所長を証人として本委員会への出頭を求め、証言を求める事項としては、お手元に配付した内容のとおりとすることについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○西銘啓史郎委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第14条第1項の規定により、委員長が本件に対する可否を裁決いたします。

委員長は、本件については可決と裁決いたします。

○西銘啓史郎委員長 引き続き、お諮りいたします。

ただいま決定されました証人尋問の日程や対象者との調整等の詳細については、委員長に御一任いただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、令和8年度の調査経費についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、調査経費について事務局から説明を行った。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

本委員会に係る令和８年度の調査経費については、休憩中に御協議いたしましたとおり決定することについて、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

休憩いたします。

（休憩中に、今後の日程について事務局から説明を行った。）

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

以上で、予定の議題は終了いたしました。

委員の皆さん、大変お疲れさまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 西 銘 啓史郎